

第1章

国際的な知的財産制度の動向

新興国市場の成長による輸出先の拡大、生産拠点・研究開発拠点の海外進出など企業活動のグローバル化が進むことで、国外における知的財産権取得の意識が高まっている。各企業等は、各々の知的財産について、これまで以上に多数の国・地域に出願するようになり、各国・地域の知的財産制度を踏まえつつ、それぞれの国・地域において権利を取得し、活用するという状況が生じている。

こうした状況の中、各国・地域の知財庁等は、知的財産分野における種々の課題を考慮し、知的財産制度をより魅力的なものにするべく、様々な取組を行っている。

本章では、まず、企業活動のグローバル化に伴う世界全体の出願動向の変化について紹介し、次に、各国・地域それぞれにおける知的財産制度の動向について紹介する。

1. 出願動向の変化とグローバル化

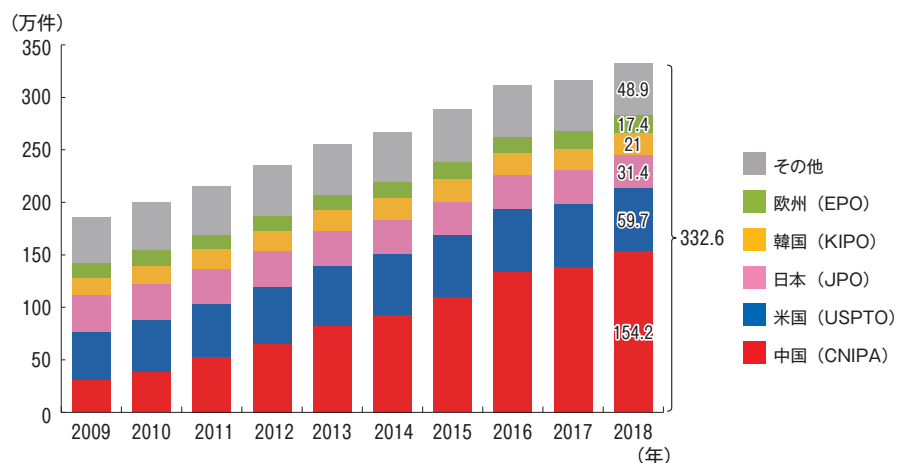
世界の特許出願件数は2009年から2018年までの10年間で1.8倍となっている[3-1-1 図]。その主要因は、中国の特許出願件数の著しい増加であり、2009年から2018年までの10年間で約5倍となっている。2018年における中国の出願件数は世界の出願件数の約5割を占めている。また、アジア圏の日中韓3か国の特許庁への2017年の特許出願件数は約207万件であり、世界の特許出願件数約317万件の6割以上を占めるまでとなった。

意匠分野においては、中国が単独で世界の出願件数の約7割という圧倒的な割合を占めている[3-1-2 図]。

商標分野では、中国の伸びが著しく、出願区分数では前年比約3割増となっている(中国は出願件数での数値を公表していない)。中国以外の全体の出願件数の伸びは前年比4%となっている。

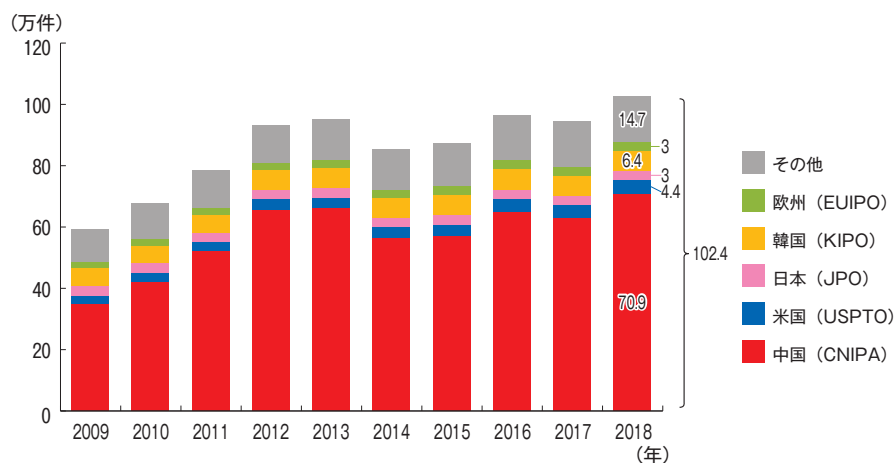
2018年における五庁が受理した海外からの特許出願の比率を見ると、日本・中国・韓国の特許庁では約10%～23%程度である一方、米国・欧州特許庁では50%を超えている[3-1-4 図]。五庁以外のアジア、オセアニア、南北アメリカ等のほとんどの特許庁において、海外からの出願の方が国内出願よりも多い[3-1-5 図]。このことから、世界全体としては、特許出願がグローバルに行われていると言える。

3-1-1 図【世界の特許出願件数の推移】



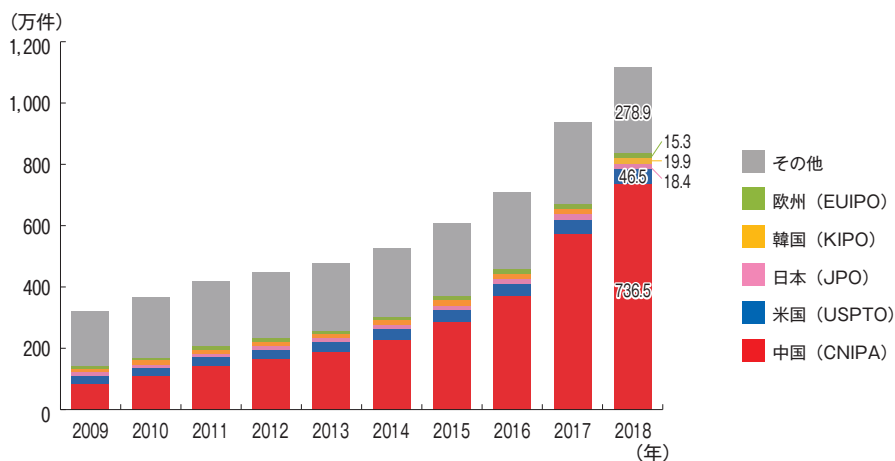
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-2 図【世界の意匠登録出願件数の推移】



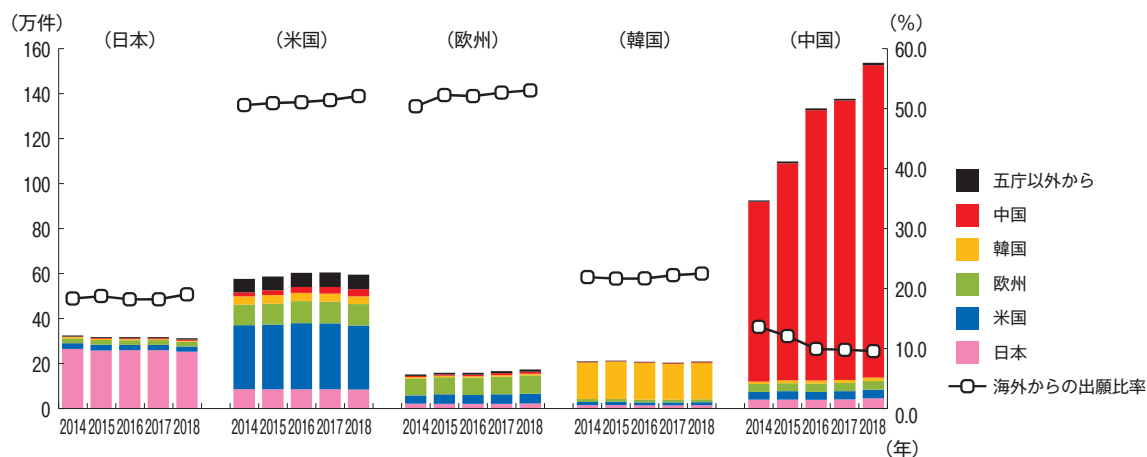
(資料) WIPO Intellectual Property Statistics を基に特許庁作成

3-1-3 図【世界の商標登録出願件数の推移】



(資料) WIPO Intellectual Property Statistics (中国 (CNIPA) は出願件数での公表はしていないため、数値は出願区分数)

3-1-4 図【五庁への特許出願の状況】

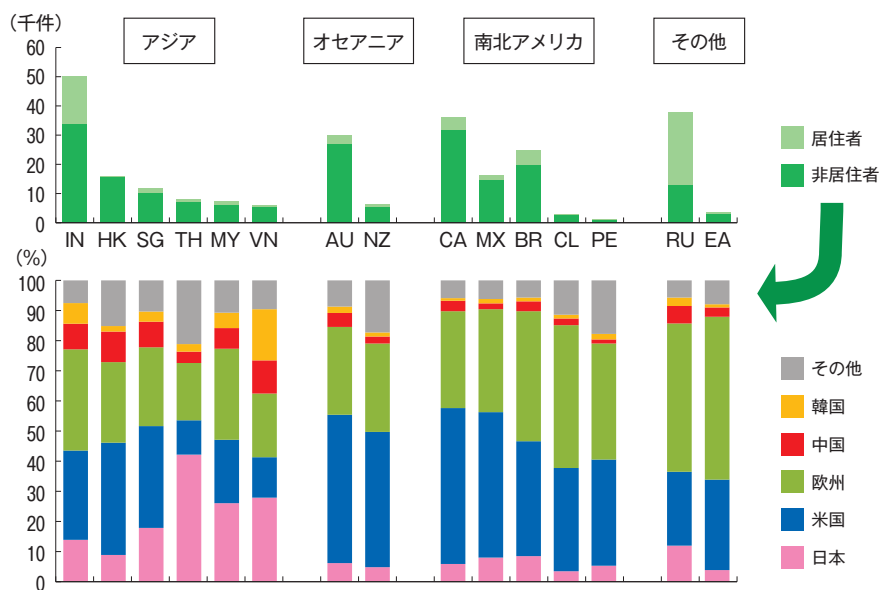


（備考）欧州からの出願は、各年末時点の EPC 加盟国の居住者による出願。

欧州への出願は欧州特許庁への出願。

各国特許庁における国別内訳は下記資料に定義に従っている。

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics に基づき特許庁作成

3-1-5 図【五庁以外の主な特許庁への出願状況（2018 年）
特許出願件数（上） 及び 外国出願人による特許出願の内訳（下）】

（備考）・各略称は次のとおり。

IN（インド）、HK（香港）、SG（シンガポール）、TH（タイ）、MY（マレーシア）、VN（ベトナム）、AU（オーストラリア）、NZ（ニュージーランド）、CA（カナダ）、MX（メキシコ）、BR（ブラジル）、CL（チリ）、PE（ペルー）、RU（ロシア）、EA（ユーラシア特許庁）

・欧州からの出願は、EPC 加盟国の居住者による出願。

・ユーラシア特許庁の居住者による出願は、EAPC（ユーラシア特許条約）加盟国の居住者による出願。

・各国特許庁における国別内訳は下記資料に定義に従っている。

（資料）WIPO Intellectual Property Statistics に基づき特許庁作成

2. 米国における動向

米国のトランプ政権は、中国が、知的財産・イノベーション・技術に関する法律・政策等を通じて、中国の企業に米国の技術や知的財産を移転することを促進・要求しており、米国の経済利益に悪影響を与えていると主張し、中国製品に対する関税の段階的な引き上げを実施してきたが、2020年1月、米中両政府は、米中経済貿易協定(第一段階)に署名し、一部関税の引き下げ・予定していた追加関税の中止が決定された。今後もトランプ政権による中国に対する措置が注目されている。

また、米国特許商標庁(USPTO)では2018年2月に就任したイアンク長官が、特許適格性の判断基準の明確化や特許審判部(PTAB: Patent Trial and Appeal Board)における運用の改善など、米国特許制度の改善に積極的に取り組んできた。

本節では、我が国との関係に加え、米国における知的財産政策の動向及びUSPTOの各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

特許の分野では、日本国特許庁(JPO)とUSPTOは、特許審査ハイウェイ、国際審査官協議等を通して緊密な協力関係を築いてきた。また、JPOとUSPTOは、(i)米国が受理したPCT国際出願について、出願人の選択により国際調査・国際予備審査を我が国が実施する取組、(ii)日米協働調査試行プログラム¹を実施している。さらに、日米欧三極長官会合、日米欧中韓五庁長官会合といった多国間の枠組みにおいても、制度調和を始めとする種々の分野において連携を取っている。

意匠の分野では、JPOとUSPTOは、共に実体審査国として、日米欧中韓の意匠五庁(ID5)会合、並びに日米意匠審査会合及び日米意匠分類専門家会合等を通じて、両庁の審査実務や意匠分類等に関する理解を深め、緊密な協力関係を築いている。より詳細については、第3部第2章1. (6)を参照されたい。

商標の分野では、2001年から推進してきた日米欧の三極協力を発展させ、2011年から日米欧中韓の商標五庁(TM5)の枠組みによる協力を実施している。

(2) 近年の知的財産政策の動向

① USMCA実施法案に署名

2020年1月、トランプ大統領は、米国・メキシコ・カナダ協定(U.S.-Mexico-Canada Agreement: USMCA)実施法案に署名した²。

USMCAは、北米自由貿易協定(NAFTA)に代わる新協定として2018年9月30日に交渉が妥結し、メキシコ(2019年12月批准)、米国(2020年1月批准)、カナダ(2020年3月批准)の3か国での国内手続きが終了した。規定では、3か国が国内手続きを終え、最後に批准した国が通知を行った3か月目の月の初日に発効することになっている。

同協定における知的財産章では、(i)著作物等の保護期間を著作者の死後少なくとも70年とすること、(ii)意匠の保護期間を少なくとも15年とすること、などが規定されている。

② 米中貿易協定の第一段階合意

トランプ米国大統領と劉鶴・中国副首相は1月15日、米国ホワイトハウスで両国の第1段階の経済・貿易協定に署名し、本協定は2月14日に発効した。本協定は、(1)知的財産権(営業秘密、医薬品関連の知的財産、地理的表示、悪意の商標、海賊版と偽造品の生産と輸出など)、(2)技術

1 本稿第2部第1章3. (1)③「日米協働調査試行プログラム」及び下記ホームページを参照。
<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/general/nichibei.html>

2 <https://www.whitehouse.gov/briefings-statements/president-donald-j-trumps-united-states-mexico-canada-agreement-delivers-historic-win-american-workers/>



移転、(3)食品・農産品の貿易、(4)金融サービス、(5)マクロ経済政策、為替レート関連及び透明性、(6)貿易の拡大、(7)2国間の評価と紛争解決、(8)最終規定、の8章から構成される。米国が中国に求めている知的財産の保護と貿易赤字の削減に応える構成となっている。

③スペシャル301条¹報告書

米国通商代表部(USTR)は、2019年3月に「2019年スペシャル301条報告書」(以下レポート)を公表した²。レポートは1974年米国通商法182条に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の3段階があり、「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置(制裁)への手続が進められる。

USTRは、11か国を「優先監視国」として特定し、これらの国における知的財産権問題は、来年中に二国間協議の対象とするとした。また、25か国を「監視国」として特定した[3-1-6 図]。

(3)USPTOの取組

①特許適格性を巡る動き

USPTOは、2019年1月、米国特許法第101条(特許適格性)の判断に関する審査ガイダンス

2019年改訂版を公表した³。同ガイダンスにより、(i)裁判所によって特許適格性が認められない法的例外とされた「抽象的アイディア」のカテゴリーについて類型化が図られ、(ii)クレーム発明が、特許適格性が認められない法的例外に向けられているか否かについての具体的な審査手法が公表された。その後、当該ガイダンスについてのパブリックコメントが募集され、集まった意見を踏まえて、USPTOは2019年10月に再度、審査ガイダンスの改訂版を公表した⁴。10月のガイダンス改訂は、1月に公表の内容を変更するものではなく、審査事例を追加するなど補足説明を加えるものとなっている。

また、2019年5月に、連邦議会知的財産小委員会のThom Tillis議員(ノースカロライナ州選出、共和)、Chris Coons議員(デラウェア州選出、民主)らは、米国特許法101条の改正草案(draft bill text)を公開した。さらに、6月4,5,11日には3日間にわたる改正草案に関する公聴会が開催され、元USPTO関係者、法曹界、教育関係者、産業界から幅広く証言者が招かれ、本改正草案について賛否両論様々な意見がなされた。詳細はColumn 19「特許の対象とすべき発明とは? 混迷を極める米国特許法101条(特許適格性)をめぐる議論」を参照のこと。

今後も引き続き、特許適格性の問題に関する動向に注目が集まっている。

3-1-6 図 【スペシャル 301 条レポート指定国 (2019 年)】

優先国	優先監視国	監視国	306 条監視国
—	中国、インドネシア、インド、アルジェリア、クウェート、サウジアラビア、ロシア、ウクライナ、アルゼンチン、チリ、ベネズエラ (11 か国)	タイ、ベトナム、パキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、エジプト、レバノン、アラブ首長国連邦、ギリシャ、ルーマニア、スイス、トルコ、バルバドス、ボリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、ジャマイカ、メキシコ、パラグアイ、ペルー (25 か国)	中国

1 1974年通商法301条(貿易相手国の不公正な慣行に対して当該国との協議や制裁について定めた条項)の知的財産権についての特別版であるところから、スペシャル301条と呼ばれる。

2 https://ustr.gov/sites/default/files/2019_Special_301_Report.pdf

3 <https://s3.amazonaws.com/public-inspection.federalregister.gov/2018-28282.pdf>

4 https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/peg_oct_2019_update.pdf



②AI関連発明に関するパブリックコメント募集

USPTOは、2019年8月及び同年10月に、AI関連発明に関するパブリックコメントの募集を行った。8月の募集では主に特許審査に関する事項についてコメントを募集し、10月の募集では、著作権、商標、その他の知的財産に関するAI問題についてのコメントを募集した。その後、USPTOは、2020年3月に、AIに関する自身の取組をまとめたウェブサイト¹を立ち上げ、同サイト上において、2回のパブリックコメント募集で集まった約200件のコメントを掲載している。

③SEPの救済に関する政策声明

米国特許商標庁(USPTO)、米国国立標準技術研究所(NIST)、司法省反トラスト局は、2019年12月に、「標準必須特許(SEP)の救済に関する政策声明」を公表した²。

2019年政策声明では、「標準必須特許の所有者によるFRAND宣言は、侵害の際に適切な救済措置を決定するための一要素」に過ぎず、「事件に関する事実に鑑みて特段の事情がない限り、標準必須特許に関する侵害訴訟においても、通常の特許侵害訴訟と同様に、差止を含む全ての救済が認められるべきである」との当局の見解を明確化した。

④AIAレビュー制度におけるクレーム訂正手続試行プログラムの開始

USPTOは、2018年10月、PTAB（特許審判部）が行うレビュー制度における特許クレーム訂正手続の改訂案を公表し³、意見募集を行った結果を踏まえて改訂案に修正を加えた上で、2019年3月に、クレーム訂正手続に関する試行プログラムを開始した⁴。これまで、AIAレビューにおける現行の特許クレーム訂正手続では、特許権者がクレームの訂正を申し立てられる機会は原則として一度だけであり、追加の特許クレーム訂正申立てが認められるのは、正当な理由がある場合(there is a good causeshowing)等に限られていた。一方、試行プログラムでは、特許権者がクレームの訂正申立てを行った後に、PTABによる予備的見解(preliminary guidance)を踏まえてクレームの再訂正を申し立てることもできる。

⑤商標を巡る動向

米国特許商標庁(USPTO)は2019年7月2日付官報⁵で、連邦規則を改正し、法的永住権または主要な事業所を米国外に有する商標出願人、商標権者または商標レビュー手続の当事者がUSPTOに対して行う全ての商標手続は、「米国弁護士資格を有する者に代理されなければならない」との要件を追加した。本規則は同年8月3日から適用されている。

1 https://www.uspto.gov/initiatives/artificial-intelligence?utm_campaign=subscriptioncenter&utm_content=&utm_medium=email&utm_name=&utm_source=govdelivery&utm_term

2 <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/SEP%20policy%20statement%20signed.pdf>

3 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2018-10-11/pdf/2018-22006.pdf>

4 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-03-15/pdf/2019-04897.pdf>

5 <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-07-02/pdf/2019-14087.pdf>



特許の対象とすべき発明とは? 混迷を極める 米国特許法101条(特許適格性)をめぐる議論

日本貿易振興機構ニューヨーク事務所

米国知的財産界にとっての2019年は、同国の知的財産システムが現在包える最大の問題である特許適格性の問題、すなわち「いかなる発明を特許の保護対象とすべきか?」という問題をめぐって苛烈な議論が繰り広げられた年となった。以下、2019年以降の米国における特許適格性問題をめぐる動きを紹介する。

米国での特許適格性をめぐる問題

米国では、発明が特許適格性を有するか否かは、2012年のMayo事件最高裁判決、及び2014年のAlice事件最高裁判決によって確立された特許適格性の有無を判断するための2ステップテスト(いわゆるAlice/Mayoテスト)を用いて判断される。しかし、Alice/Mayoテストが非常に分かりにくいものであったため、そのテストを個々の事件に適切に適用することが難しく、米国特許商標庁(以下、USPTO)や裁判所における特許適格性の有無の判断の予見性・確実性が著しく低下してしまった。

特にライフサイエンス分野やコンピュータソフトウェア関連分野では、USPTOや裁判所においてAlice/Mayoテストを過度に厳格に適用するアプローチが採られるため、数多くの革新的発明が特許適格性を有しないと判断されているとの指摘が多く、有識者や実務家からなされている。また、その結果、医療関連産業やコンピュータソフトウェア産業などの重要分野における研究開発投資が米国から他国に流出しており、米国のイノベーション能力の低下を招いているとの指摘も数多くなされている。

これが現在の米国知的財産システムにおいて最大の懸案事項とされている特許適格性の問題の概要である。

USPTOの特許適格性に関する取組

この問題に対しUSPTOは、特許審査・特許審判における特許適格性の有無の判断手法を明確化するために、2019年1月に「特許適格性要件の判断手法に関する新たな審査ガイダンス」を策定・公表¹した。その結果、特許弁護士などの実務者からは、USPTOにおける特許適格性の判断の予見性が大きく改善されたと評価されている²。

しかし、同ガイダンスは、裁判所の判断を拘束するものではない³ため、特許適格性に関する問題を根本的に解決するものではないとの指摘も多くなされており、米国の知的財産関係者の多くが、特許適格性について規定する米国特許法(以下、特許法)101条の改正、または特許適格性問題の原因となった最高裁のAlice/Mayoテストの見直しを望んでいる。

連邦議会における特許法101条改正に向けた議論

連邦議会(以下、議会)も、2019年になって本格的に特許適格性問題の解決に乗り出した。第116回議会が幕を開けた2019年の年明け早々、議会上院司法委員会の下に知的財産小委員会が設置され、特許法101条の改正に向けた議論が開始された。そして、2019年5月には、同小委員会の委員長のThom Tillis議員(ノースカロライナ州選出、共和)、同小委員会の野党筆頭委員のChris Coons議員(デラウェア州選出、民主)を

1 詳細は、ジェトロニューヨークの米国知財ニュース(2019年1月8日付)を参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_jpnews/us/2019/20190108.pdf

2 USPTOのIancu長官自身も、Alice事件最高裁判決以降、約60%という高い数字となっていたUSPTOでのAI関連の特許出願の拒絶率が、新たなガイダンスの発行後は約30%というAlice事件最高裁判決前の水準まで低下したことなどを例に挙げ、新たなガイダンスが有効に機能していると評価している。

3 例えば、連邦巡回控訴裁判所(CAFC)は、2019年4月1日のCleveland Clinic事件判決において、「我々は、特許適格性を含むあらゆる特許性に関する問題についてのUSPTOの専門性に高い敬意を払うものの、一方で、USPTOが発行するガイダンスには拘束されない」などと述べている。



中心とした超党派議員らにより、「特許法101条改正草案」が公表¹された(改正草案の内容については図1を参照されたい)。

さらに、上院知的財産小委員会は、2019年6月、特許法101条改正草案に対する有識者の意見を聴取するために、異例中の異例とも言える計45名もの証言者を招いた3日間にわたる公聴会を開催した²。

公聴会では、知的財産関連の有力団体、各産業界を代表する団体、個別企業、元判事、元USPTO長官、大学教授など、さまざまな有識者が証言者として証言を行い、賛成派と反対派の双方の立場から改正草案に対してさまざまな意見が述べられた。簡潔にまとめると、米国知的財産権者協会(IPO)、米国知的財産権法協会(AIPLA)などの主要な知的財産関連団体は、改正草案の大枠について概ね賛成との意を表した。また、製

薬産業、バイオ産業、大学関連団体、個人発明家団体、有力な有識者(元USPTO長官、元判事など)も改正草案の大枠について概ね賛成との意を表した。他方、ジェネリック医薬品団体、患者擁護団体などは、改正草案に基づいて法改正を行うことに反対との立場を表明した。また、High Tech Inventors Allianceなどの各種ハイテク産業関連団体も、特許となり得る発明の対象が広がることによって質の低い特許を濫用的に用いる者が増える(パテントトロール問題が増える)おそれがあるとの懸念を示し、法改正に反対との立場を表明した。

公聴会の最後に、Tillis議員は、改正草案に必要な修正を行ったうえで2019年7月以降のできるだけ早いタイミングで法案を提出するつもりであると述べた。

図 1

特許法101条改正草案のポイント

条文の改正

- 現行の101条には特許保護の対象となる発明は「新規かつ有用 (new and useful)」でなければならないとされているところ、「新規 (new)」という要件を削除して「有用 (useful)」であればよいとする。
※趣旨は、**特許適格性の判断に新規性等の要素が入り込むことを明示的に防止するため**と思われる。
- 現行の101条に「クレーム発明全体から特許適格性を判断する」という文言を追加する。
※趣旨は、**クレーム発明を構成する個々の要素ごとに特許適格性の判断がなされることで、特許適格性を有さないと判断されやすくなることを防止するため**と思われる。
- 現行の100条に項目 (k) を新たに加え、用語「有用 (useful)」は「あらゆる技術分野で具体的かつ実用的な有用性を提供する人間の介入 (human intervention) による発明又は発見」を意味する旨定義する。
※趣旨は、「有用 (useful)」という言葉の解釈をめぐる争いが発生し、**その解釈について判例等によって再び不明確な規範が定められることを防止するため**と思われる。
- 現行の112条 (f) (いわゆるミーンズ・プラス・ファンクション規定) の規定内容を拡張・一般化して、「機能的表現で記載されたクレーム発明は、明細書の実施例のみをカバーするものとして解釈しなければならない」という規定に変更する。
※有識者らによれば、この112条 (f) の改正案は、過度に広い機能的表現で記載されたソフトウェア発明等の権利範囲を適切な範囲に限定するなどの効果を発揮すると考えられるため、101条の要件を緩和するとパテントトロール問題が再発するおそれがあることを理由に**101条改正に反対との立場をとるハイテク産業等に向けた妥協案**として盛り込まれたのではないかとのことであった。

101条に関する附則 (Additional Legislative Provisions)

- 101条の規定は、特許適格性を肯定するのに有利となる方向に解釈する。
- 特許適格性の有無の判断は、「抽象的アイデア」、「自然法則」、「自然現象」等を含むいかなる判例上の例外も用いずに行い、また、今後そうした例外を確立しようとする判例は全て破棄される。
- 特許適格性の判断は、102条 (新規性)、103条 (自明性)、112条 (記載要件) に関する考慮要素を一切考慮せずに行う。

1 詳細は、ジェトロニューヨークの米国知財ニュース (2019年5月24日付)、IPジャーナル13号「米国特許法101条問題 (特許適格性の問題) をめぐる連邦議会と司法府の動き」等を参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2019/20190524.pdf

2 詳細は、ジェトロニューヨークの米国知財ニュース (2019年6月5日付、2019年6月12日付)、IPジャーナル13号「米国特許法101条問題 (特許適格性の問題) をめぐる連邦議会と司法府の動き」等を参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2019/20190605.pdf
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2019/20190612.pdf



司法府における特許適格性問題に関する議論

司法府に目を向けると、全米の特許関連の控訴事件を専属管轄する連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)において、特許適格性の問題がいかに深刻であるかを示すいくつかの印象的な出来事が起きた。

その代表的なものが、2019年7月3日のAthena事件における大法廷再審理申立の棄却である。同事件は、米国の知的財産界に一石を投じることとなった。同事件の大法廷再審理申立を棄却するにあたって、CAFCが、議会に対して特許法101条改正の必要性を示唆するメッセージを発するという極めて異例の事態が起きたためである¹。申立の棄却にあたってはCAFC判事から合計8本もの意見が提出されたのだが、ここではHughes判事の意見の一部のみを紹介する。

Hughes判事(申立棄却に賛成)のメッセージ

✓ (Athena事件で問題となった特許でクレームされているような)医療診断発明の特許適格性についての判断が問題をはらんでいることは理解しているが、この問題は最高裁の判例に拘束されるCAFCが解決できる問題ではない。医療診断分野の特許適格性判断基準が、最高裁によって、または特許法を用いてバランスのとれたイノベーションへのインセンティブを与えるという政策決定権限を有する議会によって明確化されることを望む。

このメッセージに呼応した上院知的財産小委員会のTillis議員とCoons議員は、2019年7月8日、即座に声明を発表し、「CAFCがAthena社等による大法廷再審理申立を棄却した件は、特許法101条の改正が早急に行われるべき極めて重要な問

題であることを明確に示す一例である」、「裁判所は、特許法がイノベーションを阻害しており、研究者・発明者・投資家の目を国外に向けているというメッセージを議会に対して送っている」などとしたうえで、特許法改正に真剣に取り組むと述べた。

特許適格性の問題をめぐる米国の「いま」

ここまで述べたように、特許適格性問題については、政府(USPTO)、議会、裁判所のいずれにおいても、その解決に向けた大きな動きが見られたが、結論を言えば、問題の解決には至っていない。

議会における特許法101条改正に向けた議論は、賛成派と反対派の意見が真っ向から対立する形となったため、完全に膠着状態となり、いまだ特許法101条改正法案を議会に提出できる段階にさえ至っていない。2020年が大統領選挙の年であることや、上院知的財産小委員会が、2020年に入ってから知的財産問題に関する議論の軸足をデジタルミレニアム著作権法の改正に向けた議論へとシフトさせたことを考慮すると、当面の間、議会において特許法101条改正法案が審議されることはないと思われる。

司法府においても解決の道は開かれなかった。CAFCが特許法101条改正の必要性を唱えるメッセージを発するという事態が生じたAthena事件が最高裁に上告されたため、米国知的財産界では最高裁がAthena事件の上告を受理してAlice/Mayoテストを見直すのではないかと期待が高まったが、残念ながら最高裁は2020年1月13日にその上告を棄却した²。最高裁には、2014年のAlice事件以降も、特許適格性問題について50件以上の上告がなされているが、1件も受理され

1 詳細は、ジェトロニューヨークの米国知財ニュース(2019年7月22日付)、IPジャーナル13号「米国特許法101条問題(特許適格性の問題)をめぐる連邦議会と司法府の動き」等を参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2019/20190722-2.pdf

2 詳細は、ジェトロニューヨークの米国知財ニュース(2020年1月27日付)、IPジャーナル13号「米国特許法101条問題(特許適格性の問題)をめぐる連邦議会と司法府の動き」等を参照。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2020/20200127_1.pdf



ていない。Athena事件の上告棄却を受け、有識者からは、「最高裁にはもはや特許適格性問題を審理する意向がないことが明らかになった」との失望の声が多く聞かれる。

こうした状況を踏まえると、問題解決への道は完全に閉ざされたようにも思える。しかし、その灯火が消えたわけではない。議会での議論で中心的な役割を果たしたCoons議員は、2020年3月に行った講演で、「特許適格性の判断基準を不明確なものとした最高裁の判決など、米国特許制度を弱体化させた法制度の変化は、対応を要する深刻な問題だ」などと述べ、依然として特許法101条の改正の必要性を訴えている。また、少なくともUSPTOにおいては、特許適格性の判断に改善が見られ、革新的技術を適切に特許で保護できるようになってきている。

いつか機が熟し、議会で特許法101条が改正されるときが来るかもしれない。あるいは、最高裁にAlice/Mayoテストを見直す意図がないと悟ったCAFCが、明確で透明性の高い形で、そしてイノベーションに資する形で同テストを適用する手法を確立するときが来るかもしれない。

そのときに大きなアドバンテージを享受できるよう、USPTOの特許適格性の判断が改善している今こそ、米国での発明の権利化活動をしっかりと行っておくべきなのかもしれない。

3. 欧州における動向

欧州では近年、単一特許制度と統一特許訴訟制度の導入に向けた動きがある一方、英国の欧州連合(EU)離脱(いわゆるBrexit)やドイツの批准問題により、本制度の施行について不透明性が生じている。

本節では、我が国との関係に加え、欧州における近年の知的財産政策の動向、及びEU、欧州特許庁(EPO)、欧州連合知的財産庁(EUIPO)、各国知的財産庁の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

我が国と欧州は、EU、EPO、EUIPO、各国知的財産庁を通じて様々な関わりを持っている。

特許の分野においては、日本国特許庁(JPO)とEPOの間で、日米欧三極協力、日米欧中韓五庁協力を通して交流を図っている。意匠分野においては、日米欧中韓の意匠五庁(ID5)会合を通じて、EUIPOと協力を行っている。商標の分野においては、日EU商標専門家会合や日米欧中韓の商標五庁(TM5)会合を通じてEUIPOと協力を行っている。その他、JPOと欧州各国の知的財産庁の間においても、政策、人材交流等を通じて積極的に関わりを持っている。

2013年から交渉が開始された日・EU経済連携協定(EPA)は、2019年2月に発効した。当該EPA発効を通じて我が国と欧州の関係がより深まることが期待されている。

(2) 近年の知的財産政策の動向

① 欧州特許制度改革の動き

現在、欧州の複数の国において特許を取得する場合、各国の知的財産庁に対してそれぞれ直接出願を行うほかに、欧州特許条約(EPC)に基づく出願を行うことが可能であり、EPOにおいて出願及び審査を一元的に行うことができる。しかし、EPCに基づく出願を行う際は、英語、ドイツ語、フランス語を手続言語とするものの、各国で特許権を有効なものとするためには、EPOにおいて特許査定がなされた後に、原則として、特許請求の範囲と明細書を各国の言語に翻訳する必要がある[3-1-7 図]。また、各国の権利は独

立しているため、特許権を行使するには、各国で訴訟を提起する必要がある。これら出願人に課される翻訳費用や訴訟費用の負担を軽減すべく、欧州委員会のイニシアチブの下、2012年12月、欧州議会及びEU理事会は統一的な効力を有する欧州単一特許(以下、「単一特許」)を創設するため規則を採択、また、2013年2月には、特許権成立後の侵害や有効性についての訴訟手続を一元的なものとする統一特許裁判所(UPC)を創設する協定がEU各国の署名により成立した。

単一特許の制度においては、既存の欧州特許と同様に、EPOで出願から審査までの手続を経た後、2020年3月末時点で参加を表明していないスペイン、クロアチアを除き最大で25のEU加盟国(後述のとおり英国は含まない)の間で単一的な効力が与えられる[3-1-8 図]。また、新たに創設されるUPCは、批准した協定締約国において、単一特許のみならず、EPCに基づく欧州特許についても専属管轄を有することとされている。単一特許規則については、UPC協定と同時に適用が開始されることになっており、そして、UPC協定は、本協定署名の前年に有効であった欧州特許の数が最も多い3加盟国(後述の英国のEU離脱前では英独仏)を含む13か国以上の批准により発効することとなっていた。2019年12月末までに、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル、フィンランド、ブルガリア、オランダ、イタリア、エストニア、リトアニア、ラトビア、そして後述の英国(正式批准の完了順に記載)の16か国が批准した¹。

しかし、2020年1月に英国がEUを離脱し、同年2月には英国政府は欧州単一特許制度及び

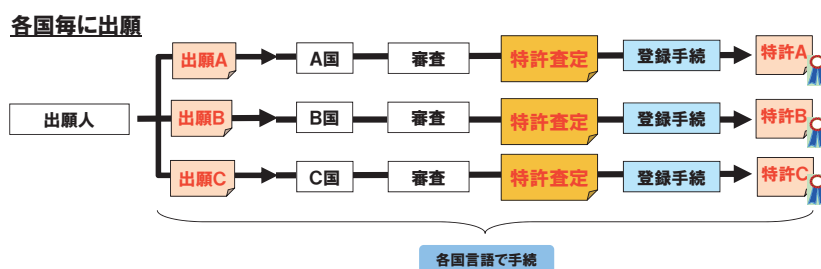
¹ <https://www.consilium.europa.eu/en/documents-publications/treaties-agreements/agreement/?id=2013001>



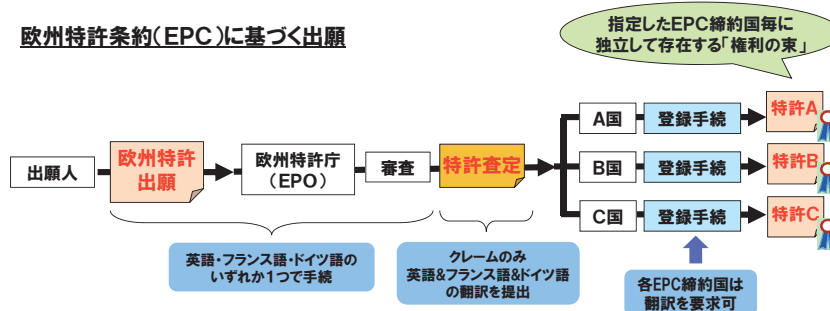
UPC制度への参加を追求しない旨を公表したため¹、ロンドンに設置予定であったUPC第一審裁判所中央部の一つに関し再検討が必要になっている。加えて、2020年3月には、ドイツ連邦憲法裁判所がUPC協定への批准に係る法案を無効

と判断した²ため、UPC協定発効の時期は不透明となった。なお、英国がUPC協定に参加しない場合、UPC協定発効に必須の3加盟国の一つである英国はオランダに代わることとなる³。

3-1-7 図【現行の出願ルート】

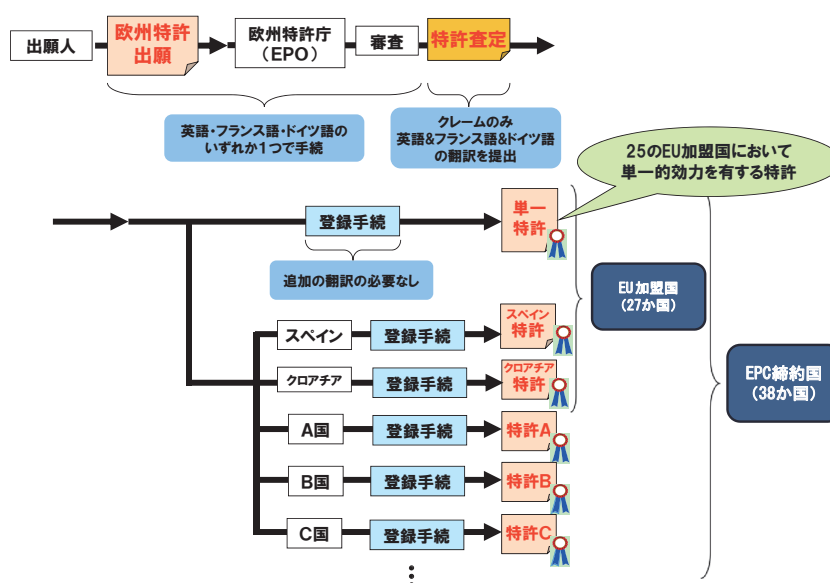


欧州特許条約(EPC)に基づく出願



(資料) 特許庁作成

3-1-8 図【単一特許の出願ルート】



(資料) 特許庁作成

1 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_jpnnews/europe/2020/20200301.pdf

2 <https://www.bundesverfassungsgericht.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/EN/2020/bvg20-020.html>

3 [https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2019/596800/IPOL_IDA\(2019\)596800_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/IDAN/2019/596800/IPOL_IDA(2019)596800_EN.pdf)



(3)EPOの取組

①概要

欧州の特許制度については、EPOが中核として大きな役割を担っている。EPOはEPCに基づき設立された機関であり、EPCの現在の締約国数は38か国¹になる。EPOにおいて審査され、特許査定された場合、指定した締約国において特許として効力が発生する。

また、EPCの締約国(38か国)・拡張協定国(ボスニア・ヘルツェゴビナ及びモンテネグロの2か国)以外でも、欧州特許の認証制度を導入する例があり、すでにモロッコ、モルドバ、チュニジア、カンボジアにおける欧州特許の認証に関する合意が発効している²。これらの国において欧州特許を認証(権利化)させると、各国における国内特許と同様の法的効果を得られる。2019年11月には、ジョージアとも認証に関する合意がなされた³(2020年3月時点で未発効)。

EPOは、16の特許庁との間で特許審査ハイウェイ(PPH)を実施している。その他、EPOは、審査の質、効率性、出願人の利便性の向上に向け、以下のような取組を強化している。

②審査迅速化の取組について

EPOは、審査迅速化により係属中に出願の法的安定性を向上させる「Early Certainty」というスキームを実施しており、全ての欧州出願について、出願日から6月以内に調査報告及び見解書を発行すること(2019年：5.5月)、2020年までに審査請求から特許査定までの期間を12月以内(2019年：28.1月)とすること、異議申立の審理結果が得られるまでの期間を15月以内(2019年：18.7月)とすることを挙げている⁴。なお、期間の算出にあたり、従前EPOでは中央値(median value)が用いられていたが、2019年からは平均値(mean value)が用いられている。

③戦略計画2023

EPOの2019年から2023年の活動計画を示す戦略計画2023が、2019年6月に欧州特許機構管理理事会で採択され、公表された⁵。その中で、ミッション及びビジョンとしてそれぞれ、「欧州の特許庁として、我々は、イノベーション、競争力及び経済成長を促進する高品質の特許及び効率的なサービスを、誇りを持って提供する。」及び「我々は、知的財産における世界標準を定める力及び動機を職員に与える。我々の庁は、効果的で透明性があり、ユーザのニーズに応え、かつ、ダイナミックなグローバル特許制度についての変化する需要及び状況に対応する上で迅速である。我々の仕事は、より安全で、よりスマートで、かつ、より持続可能な世界に貢献する。」と示されている。

また、それらを細分化した以下の5つの目標が掲げられている：(i)仕事に専念し、知識豊富でかつ協力的な組織の構築、(ii)EPOのITシステムの簡素化及び近代化、(iii)高品質の成果物及びサービスの効率的な提供、(iv)グローバルな影響を与える欧州特許システム及びネットワークの構築、(v)長期的な持続可能性の確保。

④手続き料金の改定

EPOは、2020年4月に、全体的に数%の値上げを行う手続き料金改定を実施した⁶。この料金改定は2年ごとに実施されている。

また、審判請求料の返還についても一部改正された⁷。従前は返還条件に応じて全額又は一部(一律50%)が返還されていたが、当該一部返還について、審判請求を取り下げるタイミング等に応じて25～75%の返還がなされるように改正された。

1 <https://www.epo.org/about-us/foundation/member-states.html>

2 <https://www.epo.org/about-us/foundation/validation-states.html>

3 <https://www.epo.org/news-issues/news/2019/20191105b.html>

4 <https://www.epo.org/about-us/annual-reports-statistics/statistics/2019/statistics/quality-indicators.html>

5 <https://www.epo.org/news-issues/news/2019/20190627.html>

6 https://www.epo.org/modules/epoweb/acddocument/epoweb2/420/en/CA-D_12-19_en.pdf

7 <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/01/a5/2020-a5.pdf>

1



2



3



4



5



6



7



3-1-9 図【主な手続料金（概要）】

(単位：ユーロ)

種類	改定後	改定前
出願料 ¹	・ オンライン EPC 出願：125 ・ 上記以外の EPC 出願：260	・ オンライン EPC 出願：120 ・ 上記以外の EPC 出願：250
超過頁の追加料金	・ 16（頁数が 35 を超える場合の超過 1 頁当たり）	・ 15（頁数が 35 を超える場合の超過 1 頁当たり）
クレーム料 （出願料に加算）	・ 245 （クレーム数が 15 を超える場合の超過 1 クレーム 当たり） ・ 610 （クレーム数が 50 を超える場合の超過 1 クレーム 当たり）	・ 235 （クレーム数が 15 を超える場合の超過 1 クレーム 当たり） ・ 585 （クレーム数が 50 を超える場合の超過 1 クレーム 当たり）
分割出願の追加料金	・ 2 世代目の分割出願：220 ・ 3 世代目の分割出願：440 ・ 4 世代目の分割出願：660 ・ 5 世代目以降の分割出願：885	・ 2 世代目の分割出願：210 ・ 3 世代目の分割出願：425 ・ 4 世代目の分割出願：635 ・ 5 世代目以降の分割出願：850
調査料 （欧州段階）	・ 1,350 （2005 年 7 月 1 日以前の出願については 920 ユーロ）	・ 1,300 （2005 年 7 月 1 日以前の出願については 885 ユーロ）
国際調査手数料	（改正前と同じ）	・ 1,775
補充国際調査手数料	（改正前と同じ）	・ 1,775
国際予備審査手数料	（改正前と同じ）	・ 1,830
指定料	・ 610	・ 585
出願更新料	・ 出願日から 3 ～ 9 年は 490 ～ 1,450 ・ 10 年目以降は一律 1,640	・ 出願日から 3 ～ 9 年は 470 ～ 1,395 ・ 10 年目以降は一律 1,575
審査料	・ 1,700 （2005 年 7 月 1 日より前の出願については 1,900） ・ 1,900 （欧州段階に移行した PCT 出願であって、補充欧 州調査報告書が作成されていない案件）	・ 1,635 （2005 年 7 月 1 日より前の出願については 1,825） ・ 1,825 （欧州段階に移行した PCT 出願であって、補充 欧州調査報告書が作成されていない案件）
特許査定料 ¹	・ 960	・ 925
異議申立料	・ 815	・ 785
特許減縮請求料	・ 1,210	・ 1,165
特許取消請求料	・ 545	・ 525
審判請求料	・ 中小企業、個人、大学等による請求：1,955 ・ 上記以外による請求：2,705	・ 中小企業、個人、大学等による請求：1,880 ・ 上記以外による請求：2,255
再審請求料	・ 3,025	・ 2,910
期間徒過救済処理請求料	・ 料金遅延納付の場合、その料金の 50% ・ 特許査定料（第 71 規則 (3)）遅延納付の場合、 265 ・ その他の場合、265	・ 料金遅延納付の場合、その料金の 50% ・ 特許査定料（第 71 規則 (3)）遅延納付の場合、 255 ・ その他の場合、255

(資料) JETRO デュッセルドルフ「欧州特許庁、4 月に料金を改定」（2020 年 3 月）

1 キャラクターコードのフォーマット（XML）に基づくオンラインでの手続が開始されると、出願料、特許査定料等について異なる料金が適用される。

(4) EUIPOの取組

①概要

EUIPOは、欧州連合商標や登録共同体意匠の権利付与の役割を持っているとともに、欧州委員会から「知的財産権の侵害に関する欧州監視部門(European Observatory on Infringements of Intellectual Property Rights)」が委任されており、知的財産権の権利行使においても重要な役割を担っている。

JPOとEUIPOとは、1998年に商標分野において協力覚書を交わしていたが、EUIPOの組織改編を契機として、2018年8月に意匠分野を交えた新たな協力覚書を交わした。

②戦略計画2025

EUIPOは、2019年11月、2020年から2025年までの同庁の戦略的優先事項等に関する戦略計画2025が管理理事会で採択された旨を公表した¹(2020年7月1日から実施期間が開始)。戦略計画2025は、「欧州の企業及び市民のための知財の価値」を提供するというビジョンに基づいて構築され、EUIPOのミッションとして、「優れた知財ハブとして、EUIPOは、持続可能なネットワークを構築し促進することにより、グローバルでますますデジタル化する環境において、顧客中心のサービスを提供するとともに、より強固な知財システム、効率的なエンフォースメント及び知的財産権のより良い理解に貢献し、それによってEUにおける競争力、イノベーション及び創造性を支える」と示されている。

また、ビジョンの実現を推進するため、以下の3つの戦略的ドライバーが掲げられ、それぞれの戦略的ドライバーには、複数の戦略目標と鍵となる取組が置かれている：(i)相互につながり、効率的かつ信頼性の高い、域内市場のための知財システム、(ii)高度な顧客中心のサービス、(iii)動的な組織のスキル及び革新的で最適な職場。

(5) 欧州各国の取組

①英国

ビジネス・エネルギー・産業戦略省の下に、英国知的財産庁(UKIPO)が設置されている。UKIPOが、特許、意匠、商標、及び著作権を所管しており、イノベーション促進の観点から知的財産権に関する責任を担っている。

英国は、2020年1月にEUを離脱した。EUとの離脱協定に基づき、EU法が引き続き英国において効力を有する移行期間(2020年12月31日までの予定)が開始されたため、離脱後であっても移行期間中はUKIPOのサービスの中断や英国の知的財産制度への変更はない。

特許制度については、EPOはEUの機関ではないため、英国のEU離脱は現在の欧州特許制度に影響を与えない。

意匠及び商標制度については、移行期間終了後、共同体意匠及びEU商標制度によって保護される商標は英国において有効でなくなる一方、移行期間終了時に自動かつ無料で英国における同等の権利が与えられる。移行期間終了時に出願がEUIPOに係属中であった場合、移行期間終了後9か月以内に同様の内容で英国に出願すれば、出願日を維持できる。この場合、英国の通常の料金体系が適用される。英国のEU離脱による影響の詳細は特許庁ウェブサイト²及び本節のコラム「英国のEU離脱(Brexit)による特許・商標・意匠等への影響」も参照されたい。

②ドイツ

ドイツの知的財産制度については、連邦司法消費者保護省の下にドイツ特許商標庁(DPMA)が設けられ、そこがドイツ国内の特許、実用新案、意匠及び商標の審査・登録や、従業者発明の報償の調停等の中核を担っている。ドイツは、製造業が盛んであり、特許出願や特許訴訟も他の欧州の国に比べて多い。DPMAは、特許審査期間の短縮等を目的として、2019年に177名の特

¹ <https://eipo.europa.eu/ohimportal/news/-/action/view/5429541>

² https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/uk/brexit_202002.html



許審査官を増員し、2019年の特許の最終処分件数は40,124(前年比5.3%増)、特許付与件数は18,255(前年比11.5%増)であった¹。

ドイツ連邦司法消費者保護省は、2020年1月に特許法等改正案を公表した²。本改正案は、次の2点を含む。1点目は、無効訴訟の方が侵害訴訟よりも審理期間が長く、無効な可能性のある特許権により侵害が認定され得るという問題への対処として、無効訴訟の予備的な意見を6か月以内に通知させるものである。2点目は、実務上、特許権侵害が認められると原則差止請求が認められるため、多くの構成要素を含む製品のたった一つの特許権侵害により製品全体の販売・製造が差止められ得るという問題への対処として、侵害が認められても、侵害者に対する特許権者の利益を考慮して差止請求が不均衡である場合は差止請求が制限される趣旨のものである。本改正案に対する意見を募集し、同ウェブサイトにて意見を公開している。

③フランス

経済・財務省の下に、フランス産業財産権庁(INPI)が設置されている。INPIが、特許、意匠及び商標等を所管する。

フランス政府は、2019年5月、企業の成長及び変革のための行動計画に関する法律(PACTE法)を公布した³。PACTE法は知的財産法(CPI)の改正を含んでおり、例えば、進歩性の特許要件への追加(PACTE法第122条(CPI第L612条12(7)))。2020年5月施行)、異議申立制度の創設(PACTE法第121条。2020年4月施行)及び実用証の存続期間の6年から10年への延長(PACTE法第118条(CPI第L611条2(2)))。2020年1月施行)等が含まれる。

1 https://www.dpma.de/english/services/public_relations/press_releases/20200228.html

2 https://www.bmji.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/DE/PatMoG_2.html

3 <https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000038497477&dateTexte=20200413>



英国のEU離脱(Brexit)による特許・商標・意匠等への影響

日本貿易振興機構デュッセルドルフ事務所

英国及び欧州連合(EU)が離脱協定¹を批准したことにより、英国は2020年1月31日にEUを離脱し、移行期間²(2020年12月31日まで)が開始された(離脱協定第126条)。

英国知的財産庁(UKIPO)³、欧州特許庁(EPO)⁴、欧州連合知的財産庁(EUIPO)⁵、世界知的所有権機関(WIPO)⁶及び欧州委員会⁷はそれぞれ、英国のEU離脱(Brexit)による知的財産への影響に関する情報を公表している⁸ところ、本コラムでは、これらの情報等に基づき、英国のEU離脱(Brexit)による特許・商標・意匠等への影響について紹介する。

移行期間中は、EU法が引き続き英国において効力を有することから、現在の知的財産制度は2020年12月31日までそのまま継続し、UKIPOのサービスの中断や英国の知的財産制度への変更はない。

UKIPOは、移行期間の終了時に約140万のEU商標及び約70万の登録共同体意匠を英国の権利に変換し、これらの権利は、2021年1月1日に効力を生じる予定である。離脱協定の知的財産に関する取決め(離脱協定第54条～第61条、第97条)は、移行期間の終了時に効力を生じる。

特許・商標・意匠等のそれぞれについての概要は、以下のとおりである。

(a) 特許について

EPOはEUの機関ではないため、Brexitは現在の欧州特許制度に影響を与えない。英国をカバーする既存の欧州特許も影響を受けない。英国に拠点を置く欧州特許弁理士は、引き続きEPOに対して依頼人を代理できる。

(b) 商標について

移行期間中は、引き続き、英国はEU商標制度の一部を構成し、EU商標による保護は英国に及ぶ。移行期間中は、マドリッド制度を通じて保護されるEUを指定する商標の国際登録の効果も引き続き英国に及ぶ。

移行期間の終了後は、EU商標は英国においては商標を保護しなくなる。移行期間の終了前に登録済のEU商標の権利者は、移行期間の終了時に同等の英国商標を付与される(離脱協定第54条)。EUの権利の英国の権利への変換は、いかなる再審査もなしに自動的にかつ無料で行われる。ただし、ひとたび同等の英国商標が付与されると、同等の英国商標及び既存のEU商標のそれぞれについて更新料金が適用される。

出願人は、移行期間終了時点で係属中のEU商標出願を有する場合、移行期間の終了後9月以内に同等の英国商標を登録するために出願を行うことができ、係属中のEU商標の先の出願日等を維持できる(離脱協定第59条)。この場合、当該英国出願は、出願手数料等について通常の英国の料金が適用され、英国法の下で審査が行われる。

1 [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/%20TXT/?uri=CELEX:22020A0131\(01\)](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/%20TXT/?uri=CELEX:22020A0131(01))

2 離脱協定第132条には移行期間の延長の可能性について規定されているが、ここでは、移行期間が延長されず2020年12月31日に終了するという前提で記載している。

3 <https://www.gov.uk/government/news/intellectual-property-and-the-transition-period>

4 <https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/official-journal/2020/02/a19.html>

5 <https://euipo.europa.eu/ohimportal/en/news/-/action/view/5549753>

6 https://www.wipo.int/madrid/en/news/2020/news_0004.html

7 https://www.wipo.int/hague/en/news/2020/news_0004.html

8 https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/QANDA_20_104

8 https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/europe/2020/20200203.pdf



移行期間の終了前にEUにおいて保護されていたマドリッド制度に基づく商標の国際登録は、移行期間終了後も引き続き英国において保護される(離脱協定第56条)。WIPOは、EUIPOが移行期間の終了時まで拒絶も保護もしなかったマドリッド制度に基づく国際登録等については、今後情報を提供するとしている¹。

EU商標の権利者は、移行期間終了時にEU商標から変換される同等の英国商標の所有を希望しない場合、当該権利の所有をオプトアウトすることができる。オプトアウトした場合、当該英国商標は、英国法の下で出願も登録もされていないものとして取り扱われる。オプトアウトの請求は2021年1月1日の後にのみ提出可能であり、請求のために使用する通知テンプレートが2021年1月1日の後に英国政府のウェブサイトを利用可能となる予定である。

なお、EUIPOに対する代理人の取扱いについては、英国の法定代理人は、移行期間の終了時に代理を継続している場合、引き続き依頼人を代理できる(離脱協定第97条)。

(c) 意匠について

移行期間中は、引き続き、英国は欧州登録共同体意匠制度及び欧州非登録共同体意匠制度の一部を構成し、登録共同体意匠及び非登録共同体意匠による保護は英国に及ぶ。移行期間中は、ハーグ制度を通じて保護されるEUを指定する意匠の国際登録の効果も引き続き英国に及ぶ。

移行期間の終了時に、登録共同体意匠及び非登録共同体意匠は英国においては有効でなくなる。移行期間の終了前に登録済かつ公告済の登録共同体意匠の権利者は、移行期間の終了時に同等の英国意匠を付与される(離脱協定第54条)。EUの権利の英国の権利への変換は、いかなる再審査もなしに自動的にかつ無料で行われる。ただし、ひとたび同等の英国意匠が付与されると、同等の英国意匠及び既存の登録共同体意匠のそれぞれについて更新料金が適用される。

また、移行期間の終了前に発生した非登録共同体意匠は、3年間の残存期間中は引き続き英国において保護される(離脱協定第57条)。

出願人は、移行期間の終了時点で係属中の登録共同体意匠出願を有する場合、移行期間の終了後9月以内に同等の英国意匠を登録するために出願を行うことができ、係属中の登録共同体意匠の先の出願日等を維持できる(離脱協定第59条)。この場合、当該英国出願は、出願手数料等について通常の英国の料金が適用され、英国法の下で審査が行われる。また、移行期間の終了後に英国において開示された非登録意匠は、補充的非登録意匠を通じて、英国において保護される可能性がある。

移行期間の終了前にEUにおいて保護されていたハーグ制度に基づく意匠の国際登録は、移行期間終了後も引き続き英国において保護される(離脱協定第56条)。WIPOは、EUを指定し移行期間の終了時に係属中であるハーグ制度に基づく国際出願、EUを指定し移行期間の終了前にWIPOがまだ公開していない国際登録等については、今後情報を提供するとしている一方で、英国での意匠の保護を求める出願人にはEUの指定に関係なく移行期間中に英国を指定することを強く推奨している²。

登録共同体意匠の権利者が移行期間終了時に登録共同体意匠から変換される同等の英国意匠の所有を希望しない場合の当該権利の所有のオプトアウト、EUIPOに対する代理人の取扱いについては、上記(b)と同様である。

(d) 補充的保護証明書について

移行期間中は、引き続き現在の制度を利用して、医薬品及び植物保護製品のための補充的保護証明書(SPC)を申請すること及びSPCの付与を受けることができる。移行期間中、英国における現在のSPCの法的枠組みが維持され、既存の制度に基づいて付与された既存の英国のSPCは引き続き有効である。

¹ <https://www.wipo.int/madrid/en/faq/>

² <https://www.wipo.int/hague/en/faqs.html>



SPCは、EU全体にわたる権利ではなく国内の権利として付与されるものであるため、英国・EU間では、移行期間の終了時に英国における既存のSPCの継続的な保護を保障するために同等の権利を付与する措置はとられないが、移行期間の終了時に係属中であるSPCの申請が現在の枠組みに基づいて審査されることは保障される(離脱協定第60条)。

(e) 権利の消尽について

移行期間の終了前にEU及び英国において消尽した知的財産権は、引き続き両方の地域において消尽したままとなる(離脱協定第61条)。

移行期間後に権利者によって又は権利者の同意を得て英国市場に置かれた商品は、欧州経済領域(EEA)内では消尽したと認められない可能性があり、そうなった場合、知的財産権で保護された商品を英国からEEAに輸出する企業は権利者の同意が必要となる可能性がある。

なお、EU理事会¹及び英国政府²は、それぞれBrexit後の2020年2月25日及び27日にEU・英国間の新たなパートナーシップのための交渉方針等を公表するとともに、欧州委員会³は、2020年3月19日に英国との新たなパートナーシップに関する協定のテキスト草案⁴を公表したところ、これらには知的財産に関する内容も含まれている。

1 <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2020/02/25/eu-uk-relations-council-gives-go-ahead-for-talks-to-start-and-adopts-negotiating-directives/>

2 <https://www.gov.uk/government/publications/our-approach-to-the-future-relationship-with-the-eu>

3 https://ec.europa.eu/ireland/news/future-eu-uk-partnership-european-commission-publishes-draft-legal-text_en

4 https://ec.europa.eu/info/publications/draft-text-agreement-new-partnership-united-kingdom_en

1



2



3



4



4. 中国における動向

中国は、世界で最も多く専利(我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当)及び商標の出願を受理する国であり、2019年には、PCT出願件数についても米国を超えて最も多い国となった。特に、2008年に国務院が「国家知的財産権戦略綱要」を公表し、知的財産を国家戦略として位置付けて以来、産業財産権の取得奨励をはじめとする知的財産権に対する認識が浸透してきたこと、製造大国からイノベーション型国家への転換を推進し、多国籍企業と現地企業の合併によるR&Dの現地化が進展していること等を背景として、国内出願人による権利取得の動きが活発化している。このような状況下では、輸出入共に中国を主要貿易相手国とする我が国にとっても、中国における知的財産権保護の重要性は高まる一方である。

本節では、我が国との関係に加え、中国における近年の知的財産政策の動向、及び専利・商標を所管する中国国家知識産権局(CNIPA)の各取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

① 我が国とCNIPAの取組

日本国特許庁(JPO)とCNIPAとは、1994年に第1回日中特許庁長官会合を開催して以降、特許、意匠、商標、審判、機械化、制度・運用に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、特許審査についての国際審査官協議も行っている。

JPOとCNIPAは、2019年12月に開催した第26回日中特許庁長官会合において、特許、意匠及び商標分野の審査、機械化、審判、人材育成など、多方面にわたる今後の両庁の協力について議論を行った。

② 冒認商標出願への対応

2008年6月に公表した「中国・台湾での我が国地名の第三者による商標出願問題への総合的支援策」に基づき、商標検索・法的対応措置に関するマニュアルを作成し、幅広く情報提供を実施しているとともに、北京・台北に「冒認商標問題特別相談窓口」を設置して、我が国の自治体等関係者の相談に対応している¹。

また、中国における我が国の地名・地域ブランドの商標出願・登録状況の調査・公表を年1回行ってきたが、2019年度からは、四半期毎の調

査・公表へと変更し、正当な権利者(地方自治体、組合等)への早期対抗措置を促進している²。

(2) 近年の知財政策の動向

中国では、2008年の国務院による「国家知的財産権戦略綱要」の公表以来、第1段階の5年間の目標を達成したとして、さらに国家知的財産戦略を深化させるために、2015年1月の「国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画(2014-2020年)」が公布され、1万人当りの発明専利保有数、専利出願の実質審査平均期間等について、2014-2020年の主要予測指標が定められた。また、国家知的財産戦略の実施を徹底し、知的財産権重点分野の改革を深化し、より厳格な知的財産権保護を実施し、新技術や新産業、新業態の発展を促進し、産業の国際化レベルを向上させ、大衆創業・万衆創新を保障、奨励する方針のもと、2015年12月に国務院から「新たな情勢における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」が公布された。さらに、知財保護環境の改善、知財運用収益の顕在化、知財総合能力の向上を発展目標として、2016年12月に中国国務院から「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画」が公布された。2019年11月には中国共産党中央弁公庁と国務院弁公庁が「知的財産権保護の強化に関する意見」を公表し、2022年

¹ https://www.jpo.go.jp/news/kokusai/bonin/shohyo_syutugantaisaku.html
² https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/tm_misappropriation.html



までに、知財侵害の頻発化を抑制し、権利者保護に向けて検挙困難性、処理長期化、高コスト、低額賠償に係る状況を改善することや、2025年までに、保護能力や保護体系を改善、知識価値を尊重するビジネス環境を最適化し、イノベーション推進の為に知財制度をより保証することを目標に掲げている。これらの国家政策に基づき、中国では、政府機関や地方政府等、様々なレベルで各種の知財政策が策定されている。

2018年4月、ボアオ・アジアフォーラムにて、習近平国家主席は、「知的財産権保護を強化する。我々は今年、国家知識産権局を改編し、法執行を強化する整備を行い、法律違反のコストを大幅に高め、法律の抑止力が十分に発揮されるようにする。我々は中国における外資企業の合法的な知的財産権を保護する。」と、知的財産権の保護について言及した。

2018年10月に全人代において「専利等知的財産権事件の訴訟手続きに係る若干問題に関する決定」が可決され、2019年1月から、特許・ソフトウェア・技術秘密などの特に高い専門知識が必要な分野について最高人民法院の知的財産権法廷に二審(最終審)が集約されることとなった。このような司法制度改革とともに、2018年12月に国家発展改革委員会など38部門の連名で通知された「知的財産権(専利)分野における深刻な信用失墜主体に対する共同懲戒の実施に関する覚書」、2019年12月に施行された「商標出願行為の規範化に関する若干規定」等、知財保護の強化に資する取組が行われている。

また、2019年3月に国務院令第709条(国務院が一部の行政法規を改正することに関する決定)により、「技術輸出入管理条例」及び「中外合弁企業法実施条例」の技術移転に関連する一部規定が削除され、さらに、2019年3月に成立した「外商投資法」にて内外差別や強制的技術移転の禁止等の趣旨の改正を行うなど、知財制度整備を推進している。

(3)CNIPAの取組

CNIPAは、特許、実用新案、意匠、商標、地理的表示に関する業務を所管する、国家市場監督管理総局(SAMR)配下の機構である。

a. 専利法改正に向けた動き

中国では、専利法という一つの法律によって、発明、考案、意匠が、それぞれ「発明専利」、「実用新型専利」、「外観設計専利」として保護されている。同法は、1985年施行、1993年に第一次改正法施行、2001年に第二次改正法施行、2009年に第三次改正法施行、と約8年おきに改正がなされてきた。第四次改正については、専利保護の強化、専利活用の促進、専利水準の向上等の観点からの検討を経て、2015年4月にCNIPAによる専利法改正案(意見募集稿)、同年12月に国務院法制弁公室による専利法改正案(送审稿)の公開意見募集が行われた。

2018年12月には全国人民代表大会(全人代)にて審議され、2019年1月には全人代による専利法改正案の公開意見募集が行われた。改正案には、懲罰的損害賠償(五倍賠償)制度の導入、法定賠償額の上限引上げ、証拠収集手続の強化等が含まれる。

b. 専利審査体制の強化

CNIPAは、審査官の採用数拡大を柱とする審査体制の強化を進めており、2010年に発表された全国専利事業発展戦略(2011-2020年)において、2015年までに審査官数を9,000名とする目標が掲げられた。この方針の下、CNIPAの下部組織である専利審査協作センターを北京、江蘇、広東、河南、湖北、天津、四川、福建に設立した。2016年末におけるCNIPA及び各センターの審査官数は、1万人超となっている。

c. 特許審査ハイウェイ(PPH)の拡大

CNIPAは、2011年11月の日中PPH試行プログラムの開始を皮切りにPPHの対象国を徐々に拡大している。日中PPH試行プログラムは、最近では、2018年11月1日からさらに5年間試行期間が延長された。

d. 商標分野の制度改正

これまで3度の改正がなされた商標法について、2019年4月に全人代常務委員会は、第四次商標法改正を決定し、改正商標法が2019年11月1日に施行された。改正商標法では、悪意による商標出願行為を規制するため、商標出願人の使用義務を強化し、使用を目的としない悪意による登録を拒絶すべきことが明記された他、商標代理機関の使用を目的としない商標登録出願を引き受ける行為などに対する行政処罰規定の創設、悪意による商標専用権の侵害行為に対する懲罰強化が規定された。

e. 商標分野における審査体制の強化

CNIPAは、増大する商標出願に対応すべく、商標審査の体制強化を進めている。この方針の下、2014年5月に、CNIPAの委託を受けて商標審査業務を行う商標審査協作センターが設立された。商標審査協作センターは、現在、北京、広州、上海、重慶、済南及び鄭州に設立されている。CNIPAの発表によると、2019年の商標出願平均審査期間は4.5か月まで短縮している。

5. 韓国における動向

韓国では、2011年の知識財産¹基本法の施行を受けて、国家知識財産委員会が設立され、知識財産強国及び豊かな未来の実現のため、知識財産の創出・保護・活用の好循環を政策目標に掲げて、様々な取組を積極的に推進している。2019年度は、故意侵害に対する懲罰的損害賠償やコンピュータプログラム発明の保護拡大を規定した特許法等一部改正の施行など、韓国の知的財産制度は多くの変化があった1年であった。

本節では、我が国との関係に加え、韓国における近年の知的財産政策の動向及び韓国特許庁(KIPO)の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

日本国特許庁(JPO)とKIPOとは、1983年に第1回日韓特許庁長官会合を開催して以降、特許、意匠、商標、審判、機械化に関する各種専門家会合や、人材育成機関間の会合等を開催し、二国間の課題について意見交換を行っている。また、特許・商標審査についての国際審査官協議も行っている。

(2) 近年の知的財産政策の動向

2011年7月の「知識財産基本法」の施行に伴い、政策の立案・推進のために「国家知識財産委員会」が設置された。国家知識財産委員会は、

2011年から5年ごとに政府の知的財産分野の最上位計画である「国家知識財産基本計画」を策定し、2018年は知的財産関連の政策は2016年末に策定された「第2次知識財産基本計画(2017-2021)」に基づき実行されている。

また、国家知識財産委員会により毎年策定される「国家知識財産施行計画」には、その年の韓国政府の知財政策方針が示されており、2020年は5大重点戦略として(i)市場の需要を反映したIP戦略資産化、(ii)中小・ベンチャー企業の創業・成長と保護の強化、(iii)国内IPのグローバル進出支援の強化、(iv)デジタル環境の創作に対する工程・共生エコシステムの造成、(v)人と文化中心のIP土壌の構築、が掲げられている。

¹ 韓国では、2011年7月の「知識財産基本法施行令」の制定に合わせ、文学・芸術・デザイン・発明・特許等、全ての知的活動により創出される無形財産に関する法律用語を「知識財産」に統一している。ここでは、固有名詞及び韓国政府による発表を引用した箇所について、「知識財産」の語を使用している。

(3) KIPOの取組

KIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、半導体集積回路、及び営業秘密を所管する、産業通商資源部の外局である。

①2020年に新たに変わる知的財産制度・支援施策

2020年1月、KIPOは、第四次産業革命技術の早期権利化支援、知的財産サービスを利用する国民の便宜増進、知的財産基盤中小ベンチャー企業のイノベーション成長支援などを骨子とする2020年新たに変わる知的財産制度・支援施策を発表した。詳細は脚注¹を参照。

②KIPOの2020年度の業務計画

2020年3月、KIPOは、「2020年業務計画」を発表した。この2020年業務計画では、(i)産業全般に特許ビッグデータの活用拡大、(ii)知的財産に直接投資する新IP金融投資市場の開拓、(iii)真の知的財産保護に向けた法令整備、(iv)スタートアップのクリエイティブなアイデアを保護する制度の新設などの産業革新支援を重点的に推進することが示されている。詳細は脚注²を参照。

③制度改正の動向

a. 特許法一部改正(2019年7月9日施行)

- ・故意侵害に対する懲罰的損害賠償の導入

特許権の侵害が故意的なものと認められる場合には損害と認定された金額の3倍を越えない範囲で賠償額を定めることができる(第128条第8項新設)。

- ・具体的行為態様の提示義務の新設

特許権者が主張する侵害行為の具体的行為態様を否認する当事者は、自らの具体的行為態様を提示しなければならない。自らの具体的行為態様を提示することができない正当な理由があると主張する場合には、裁判所は、その主張の可否を判断するために資料の提出を命じることができる。ただし、資料の提出を拒絶する正当な理由があれば、その限りではない(第126条の2新設)。

b. 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正(2019年7月9日施行)

- ・営業秘密の要件緩和

営業秘密の要件が「合理的な努力によって秘密に維持された」情報から「秘密として管理された」情報に緩和された(第2条第2号)。

- ・故意侵害に対する懲罰的損害賠償の導入

営業秘密侵害行為が故意的なものと認められる場合には損害と認定された金額の3倍を越えない範囲で賠償額を定めることができる(第14条の2第6項新設)。

c. 特許法一部改正(2019年12月10日公布、2020年3月11日施行)

- ・コンピュータプログラム発明の保護拡大

方法の使用の申出をする行為を実施の定義に含めることとし、特許を受けた発明の実施が方法の使用の申出をする行為である場合、特許権の効力はその方法の使用が特許権または専用実施権を侵害することを知りながら、その方法の使用の申出をする行為にのみ及ぶようにする(第2条、第93条)

¹ <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2020/200102.html>

² <https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2020/200311.html>



6. 台湾における動向

台湾では、喫緊の課題とされていた一次審査未着手件数の削減を進める一方で、発明専利¹加速審査作業方案(AEP)や、内外ユーザーの要望を反映した専利法及び商標法の大規模改正、我が国や米国、韓国との間で特許審査ハイウェイ(PPH)を実施するなど、知的財産制度の利便性向上にも注力している。

本節では、我が国との関係に加え、台湾における近年の知的財産政策の動向及び台湾智慧財産局(TIPO)の取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

我が国と台湾は経済的な関係が強く、台湾における国籍別特許出願件数を見ると、外国籍では、我が国からの出願が最も多い。このような状況下、2012年4月には、(公財)交流協会(現：日本台湾交流協会)と亜東関係協会(現：台湾日本関係協会)との間で、各種民間覚書が署名され、日台間の協力が行われている。最近では、2018年11月30日より特許審査書類(ドシエ情報)の電子的交換の協力が開始されている²。また、2019年10月の日台貿易経済会議にて、特許審査ハイウェイ(PPH)の本格実施と意匠優先権書類の電子的交換における相互協力に関する覚書が締結されており、PPHについては2020年5月1日から本格実施している。

(2) 中台(兩岸)関係

2010年に発効した「海峡兩岸知的財産権保護協力協議」において専利・商標の優先権の相互承認、知的財産諸問題の協議処理メカニズムの構築、業務交流等を行っている。

2019年10月には、第12回兩岸専利フォーラムが北京で開催され、中台の産学官各界から多数が出席する中、AIや5G関連などの新興技術の特許戦略、運用等を中心に意見交換が行われた。

(3) 近年の知的財産政策の動向

台湾では、2002年のWTO加盟及び「知的財産

権の保護貫徹行動計画」策定、2004年11月の保護智慧財産権警察大隊(2014年1月に刑事警察大隊に組織変更)の発足、2008年7月の智慧財産法院の設立等、知的財産の保護が着実に強化されている。以下、主要な知的財産政策について紹介する。

① 知的財産権の保護貫徹行動計画

台湾行政院は、知的財産権の保護政策の実施を目的として、2002年より「知的財産権の保護貫徹行動計画」を3年ごとに策定している。現在は、2018年に策定された「知的財産権の保護貫徹行動計画(2018-2020)」に基づき、企業の研究開発イノベーション力の向上、国内環境と国際規範に適合した知的財産権法制度の確立、有効な模倣品・海賊版の取り締り、及び営業秘密保護体制の強化、水際措置の実施等を目標に掲げ、具体的な取組を計画、実施している。

② 国家知的財産戦略綱領

2012年10月、台湾行政院において「国家知的財産戦略綱領」が策定された。同綱領では、知的財産権の保護と流通を実施するとともに、国家知財能力を整合して産業競争力を向上させる6大戦略として、(i)高付加価値化された専利の運用創造、(ii)文化コンテンツ利用の強化、(iii)卓越した農業価値の創造、(iv)学界における知的財産流通の活性化、(v)知的財産権の流通及び保護体制の実施、(vi)質、量共に十分な知的財産実務人材の育成、を打ち出している。

1 我が国における「特許・実用新案・意匠」に相当

2 日本国特許庁としては、日本台湾交流協会に対して我が国国内法令の範囲内でできるかぎりの支持と協力を与えるとの立場から日台PPH 試行プログラム、日台特許等優先権書類電子的交換及び特許手続上の微生物寄託分野における相互承認を実施。

(4) TIPOの取組

TIPOは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権、半導体集積回路及び営業秘密を所管する、経済部の外局である。

①専利法一部条文改正(2019年11月1日施行)

・登録査定後の分割の適用範囲及び期限の緩和
分割出願の期限が現行の特許登録査定後30日以内から、特許出願の初審における登録査定書又は再審査における登録査定書の送達後3ヶ月以内に緩和された。当該分割出願期限の緩和は実用新案についても適用される。

・意匠権存続期間の延長

意匠権の保護の強化のため、意匠権存続期間を12年から15年に延長する。

②商標情報提供制度の運用の明文化(2019年6月20日公告)

「商標登録出願における第三者からの意見書作業要点」が公告され、第三者の商標登録出願に対する情報提供制度の運用が明文化された。

7. ASEANにおける動向

我が国からの輸出額に占めるASEAN諸国の割合は、中国、米国に次いで大きく¹、ASEAN諸国は我が国にとって重要な貿易相手国となっている。また、有望事業展開先国としても注目され²、ASEAN諸国に現地法人を置く我が国企業も増加しており³、ASEAN諸国において知的財産を適切に保護・活用できる環境を整備することが求められている。

本節では、ASEAN地域全体と各国の動向について、紹介する。

(1) ASEAN全体

①ASEAN全体と我が国との関係

JPOは、ASEAN知的財産協力作業部会(AWGIPC)を通じ、ASEAN諸国との知的財産分野における協力の在り方を議論してきた。2012年以降は毎年、ASEAN諸国の特許庁と日ASEAN特許庁長官会合を開催し、日ASEAN間の知的財産協力について議論を重ね、人材育成、審査業務管理や知財の商業化・普及啓発に関する協力、マドリッド協定議定書・ハーグ協定への加盟に向けた協力、加盟後の運用協力などの協力を行ってきた。2019年8月に東京で開催された第9回日ASEAN特許庁長官会合では、マドリッド協定議定書・ハーグ協定への加盟に向けた協力、加盟後の運用協力、先端技術分野における各国特許審査制度の

調査研究などを行うことに合意した(Column 22「途上国協力の拡大」を参照)。

また、JPOは、ASEAN各国の特許庁職員等を対象とした招へい研修や、専門家派遣等を通じた協力も実施している。ASEAN10カ国からの招へい研修生の数は延べ約4,200名に上る(2020年3月時点)。

②ASEAN全体の取組

ASEANは、2015年11月の第27回ASEANサミットにおいて、知的財産の強化と知的財産インフラの整備、地域的知的財産プラットフォームとインフラの整備、ASEAN知的財産エコシステムの拡大、資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化を目標とした「ASEAN知的財産権アクションプラン2016-2025」を採択した

1 2018年は中国：約19.5%、米国：約19.0%、ASEAN：約15.5%、EU：約11.3%。
財務省貿易統計：https://www.customs.go.jp/toukei/suii/html/time_latest.htm

2 2019年の調査では中期的（今後3年程度）有望事業展開先国・地域の上位10カ国中6カ国がASEAN諸国で占められている。
株式会社国際協力銀行「海外事業展開調査」：https://www.jbic.go.jp/ja/information/research.html

3 経済産業省「海外事業活動基本調査」：https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00550120&kikan=00550&tstat=000001011012



[3-1-10 図]。

また、ASEAN諸国では、各国での特許審査の迅速化のため、ASEAN特許審査協力(ASPEC: ASEAN Patent Examination Co-operation)プログラムを2009年6月より開始している。これは、出願人がASEAN諸国内の複数の特許庁に対し同一の特許出願を行った場合、早期に審査を終了した特定の特許庁の審査結果を他の特許庁に審査の参考資料として提出することを可能とするものである。これにより審査の質の向上や審査期間の短縮といった効果が期待されている¹。

(2) ASEAN各国と我が国との関係／ASEAN各国の取組

JPOとASEAN各国の特許庁は、特許分野の協力などを通じて協力関係を構築してきた。また、ASEAN各国においては、手続のデジタル化、ハーグ協定、マドリッド協定議定書など国際条約への加盟などの取組が進展している。

①インドネシア

JPOは、インドネシア知的財産総局(DGIP)との間で、2013年6月より特許審査ハイウェイ(PPH)

試行プログラムを開始し、2014年8月には、実体審査能力の強化やPPHの庁内運用支援を含む協力覚書に署名し、協力を行ってきた。また、2015年12月より独立行政法人国際協力機構(JICA)による「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」が実施されており、JICA専門家としてJPO職員1名が駐在し、インドネシアの状況や需要に応じた支援を継続している。

DGIPでは、2019年8月より、全ての出願手続を電子出願に移行するなどデジタル化が進展している。また、ハーグ協定への加盟、実体審査及び審判制度導入に向けた意匠法改正法案が国会での審議のために大統領府に提出されるなど、今後の動向が注目される。

②マレーシア

JPOは、マレーシア知的財産公社(MyIPO)との間で、2014年10月より特許審査ハイウェイ(PPH)試行プログラムを開始している。2019年10月には長官級の二国間会合を実施し、特許審査基準の策定・改定に向けた知見の共有を含む協力覚書に署名し、協力関係を築いてきた。

3-1-10 図 【ASEAN 知的財産権アクションプラン 2016-2025 の概要】

4つの観点で戦略目標を分類	知財庁の強化とASEAN地域におけるIPインフラの整備による、より堅牢なASEAN知財制度の整備
	具体的な取組み例)
	✓ ワークロードと重複的な活動の軽減のためのワークシェアリングの拡大
	✓ 特許及び意匠審査マニュアルの更新・作成
	複数の地域的知財プラットフォームとインフラの整備
	具体的な取組み例)
	✓ 技術移転オフィスや電子特許図書館を含む、総合知財サービスの新しいネットワークの開発
	✓ ASEAN知財ポータル運用体制の一元化と改善
	ASEAN知財エコシステムの拡大
	具体的な取組み例)
	✓ ASEAN知財ネットワーク(知財、司法、税関及びその他の執行機関)の設立
	資産創出と商業化を促進するための地域的メカニズムの強化
	具体的な取組み例)
	✓ 中小企業及びクリエイティブ産業への支援整備を含め、知財の保護と活用を促進するための知財に対する意識と敬意の向上

(資料) JPO作成

¹ 他の特許庁による審査への拘束力を持つものではない。2020年1月までに627件の申請があったと公表されている。
<https://www.aseanip.org/Statistics/ASEAN-Patent-Examination-Cooperation-ASPEC-Statistics>



マレーシアは、2019年12月にマドリッド協定議定書に加盟し、またこれと併せて同月、立体商標、音、匂い、ホログラムといった非伝統的商標の導入を含む商標法の改正を行うなど、必要な制度の整備を実施している。さらに、MyIPOは、ハーグ協定への加盟に向けて意匠法の改正案を検討している。

③フィリピン

JPOは、フィリピン知的財産庁(IPOPHL)との間で、2012年3月より特許審査ハイウェイ(PPH)試行プログラムを実施している。また、2015年5月、両者は特許審査官の育成協力を含む協力覚書に署名して協力を進めてきた。

IPOPHLは2019年5月より特許協力条約(PCT)に基づく国際出願の国際調査機関(ISA)／国際予備審査機関(IPEA)業務を開始した。なお、ASEAN諸国でISA／IPEA業務を行うのは、2015年7月より同業務を実施するシンガポール知的財産庁(IPOS)に次いで2庁目である。

④シンガポール

JPOは、シンガポール知的財産庁(IPOS)との間で、2009年7月より特許審査ハイウェイ(PPH)試行プログラムを実施しており、2014年8月には、審査官協議による実体審査能力の向上や、新規採用された特許審査官の育成支援を含む協力覚書を交わすなど、協力を進めてきた。

2019年8月、JPOはIPOS主催の知的財産セミナー(IP WEEK @SG)に参加するとともに、その関連イベントとして「Open Innovation and Intellectual Property in Deep-Tech」をテーマとした特別セッションを開催した。

IPOSの最近の取組の一つとして、世界で初めて商標出願を行うことができるアプリ「IPOS Go」の配信を2019年8月より開始したことが挙げられる。

⑤タイ

JPOは、タイ知的財産局(DIP)との間で、2014年1月より特許審査ハイウェイ(PPH)試行プ

ログラムを開始し、2015年5月には、特許審査実務の効率化、審査官の育成協力を含む協力覚書を交わして協力関係を築いてきた。

DIPでは近年、新人審査官を数多く採用しており、2016年以降、DIPが採用した新人特許審査官の育成支援のため、JPOから専門家を派遣して研修を実施している。最近では、2020年2月に専門家を派遣し、新人審査官向けにグローバルスタンダードな審査手法を指導する研修を実施した。

⑥ベトナム

JPOは、2018年2月、ベトナム国家知的財産庁(IP Viet Nam)との間で協力覚書を改訂し、特許審査の迅速化・質の向上に向けた共同ワーキンググループを設立した。当該ワーキンググループでは、特許審査におけるPPH運用、人材育成、品質管理の観点から議論が行われている。

ベトナムにおける最近の動きとして、2019年4月に、IP Viet Namが受け付けるPPH申請件数の上限が年間100件から200件に倍増されたことが挙げられる。また、ベトナムはハーグ協定に加盟し、2019年12月30日に発効されている。

⑦その他の諸国の動向/取組

・ブルネイ、カンボジア、ラオス(審査結果の活用)

JPOは、ブルネイ知的財産庁(BruIPO)との間で、我が国の審査結果を活用して迅速な権利付与を可能とする「特許審査ハイウェイ・プラス(PPHプラス)」を実施している。

また、カンボジア工業科学技術イノベーション省(MISTI)やラオス科学技術省(MOST)知的財産局(DIP)との間で、我が国の審査結果を活用して実質的に無審査で迅速な権利付与を可能とする「特許の付与円滑化に関する協力(CPG)」を実施している。

なお、DIPは、2019年4月、有効な中国特許の特許権者がラオスにおいて同一の発明について出願する場合、早期審査を請求できることとした。また、MISTIは、2019年8月、韓国特許庁

(KIPO)との間で特許分野における協力に関する覚書に署名し、同覚書により、韓国で登録された特許はカンボジアでも認められることになった。

・ミャンマー（知的財産庁の設立支援）

ミャンマーでは、2019年1月に商標法及び意匠法案が、同年3月には特許法案が、同年5月には著作権法案が、大統領署名を経て成立した（本記事執筆時点では未施行）。今後、まずは商標について、登記法に基づく登記済みの商標につ

いて出願の受付を開始（ソフトオープン）し、一定期間の後に、通常の新規出願の受付を開始（グラントオープン）するという2段階での実施を予定している。

JPOは、2015年からJICA専門家として駐在員1名を派遣し、ミャンマーにおける知的財産庁設立、業務フロー確立、人材育成、知的財産の普及啓発支援を継続している。また、商標規則案の作成にあたり、商標審査官を現地に派遣し、JICA専門家と共に支援を行った。

8. インドにおける動向

近年、インドの急速な経済成長に伴い、我が国企業の進出が増加している。現在、我が国からインドへの特許出願は年間約4,600件にのぼり、インドへの全出願に対して約1割を占めるなど、我が国とインドの経済的な結びつきが拡大しており、我が国産業界からインドへの投資・ビジネス展開を、知的財産の側面から支援することが求められている。

本節では、我が国との関係に加え、インドにおける近年の知的財産政策の動向及びインド特許意匠商標総局の各種取組について紹介する。

（1）我が国との関係

知的財産分野での両国の協力関係を強化する目的で、2015年6月に、日本国特許庁（JPO）とインド特許意匠商標総局の上位官庁に当たるインド商工省産業・国内取引振興局（DPIIT）との間で産業財産分野における協力覚書を締結した。そして、JPOは、インド特許意匠商標総局における審査官増員等の取組を支援するなど、インド当局の審査能力向上に資する協力を継続して行ってきた。また、我が国企業がインドにおいて特許を迅速に取得できる環境を整備するための両国の協力の成果の1つとして、JPOは2019年12月より世界に先駆けてインドとの間で特許審査ハイウェイ（PPH）¹の試行プログラムを開始している。

また、JPOとDPIITは、知的財産分野における両国の協力関係の維持・強化を目的とした日印評価会合を2017年より開催している。2019年11月には、インドにて第3回日印知的財産評価

会合²を実施し、知的財産の分野での協力事項を拡充した新たなアクションプランに署名、協力関係の継続と強化について共同声明を採択した（Column 22「途上国協力の拡大」を参照）。

（2）近年の知的財産政策の動向

インド政府は、2014年9月、インドにおける製造業を振興する“Make in India”構想を打ち出し、知的財産権の保護を含む投資環境整備を推進してきた。2015年8月には、“Start-up India”構想を公表し、2016年5月に導入された早期審査制度の対象にスタートアップ企業を含めるなど、スタートアップ企業に対する知財面での支援も行っている。また、2016年5月に発表された国家知的財産権政策では、特許・意匠・商標の登録及び異議申立ての処理期限の設定と厳守、知的財産権推進管理部（CIPAM）の創設、商事裁判所を通じた知財紛争の解決等、知的財産の創造を奨

1 https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/soki/pph/japan_india_highway.html

2 <https://www.meti.go.jp/press/2019/11/20191122003/20191122003.html>



励し、その活用を推奨するための知的財産制度整備の方針が示されている。

2019年3月には、インド政府がニース、ウィーン及びロカルノ協定へのインド加盟の提案を承認しており、インドにおける意匠及び商標出願には世界的に採用されている分類が付与されることとなる。

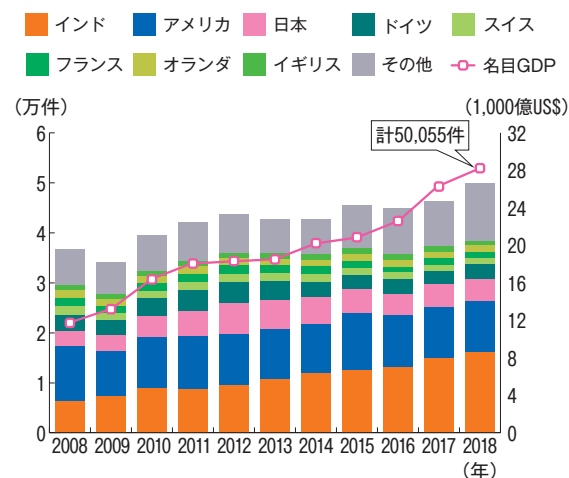
(3) インド特許意匠商標総局の取組

インドでは、近年の経済成長に合わせて、特許出願件数も急速に増加しており[3-1-11 図]、審査待ち期間の長期化が課題となっている。インド特許意匠商標総局は、現在、特許出願後、最初に審査結果を出すまでの期間(First Action期間)を短縮することを目標としており、早期審査制度の導入や新人審査官の一括採用(2016年度に約460名、2019年度に約200名を採用)など、審査処理促進に向けた取組を進めている。また、インド特許意匠商標総局は、特許協力条約(PCT)で規定される国際調査機関(ISA)及び国際予備審査機関(IPEA)として、国際出願の国際調査報

告書・国際予備審査報告書の作成を行っており、報告書の品質管理の向上に注力している。

商標については、100名の商標契約審査官の採用等によりFirst Action期間を1ヶ月まで短縮する目標を達成するなど一定の成果をあげている。その一方で、異議申立件数が増大するなどの新たな課題が生じている。

3-1-11 図【インドにおける特許出願件数と名目GDPの推移】



(備考) 国別内訳は下記資料の定義に従っている。
(出典) 出願件数：WIPO 統計、名目 GDP：世界銀行

9. ロシアにおける動向

本節では、我が国との関係に加え、ロシアにおける近年の知的財産政策の動向及びロシア特許庁(Rospatent)の各種取組について紹介する。

(1) 我が国との関係

日本国特許庁(JPO)は、Rospatentとの間で2009年5月から特許審査ハイウェイ(PPH)の試行、2010年3月から国際審査官協議をそれぞれ開始している。2016年12月には、産業財産分野における協力深化を目的とする協力覚書に署名した。

2019年4月には、デジタルトランスフォーメーションをテーマとしたRospatent主催の国際会議において、JPOを含む知財庁におけるAIの活用等について議論が行われた。また、2019年10月、第23回ロシア特許庁年次総会において、JPOから品質に関する取組について講演を行った。

(2) 近年の知的財産政策の動向及びRospatentの取組

ロシアは、2011年12月に世界貿易機関(WTO)加盟が承認され、2012年8月に正式な加盟国となった。知的財産分野では、特許出願料を含む知的財産権関係料金について、居住者、非居住者の区分を撤廃し、統一料金を設けた。

2008年1月、特許法を始めとする多くの知的財産関連法が民法典第四部に一本化され、2014年10月には、実用新案の実体審査の導入、世界公知の採用、及び意匠登録請求の範囲の提出の廃止等を含む民法典第四部の改正法が施行された。

1 民法典第四部和訳：https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/russia-minpou_no4.pdf
民法典第四部英訳：https://rupto.ru/en/documents/grazhdanskiy-kodeks-rossiyskoy-federacii-chast-chetvertaya



2013年7月には、知的財産裁判所が稼働を開始した。知的財産関連訴訟を審議する特別商事裁判所として、第1審及び破毀審(第3審)としての役割を果たしている。

また、2016年2月、Rospatentと欧州特許庁は、2年間を期限として、サーチツール開発などITの情報共有、データ交換、専門家のトレーニング、

ユーザー普及啓発活動、特許分類等の内容を含む協力プランに合意した。

さらに、2017年11月、ロシア政府は、ハーグ協定のジュネーブ改正協定の加盟書をWIPO事務局長に寄託した。これにより、ロシアは1999年改正協定の53番目の加盟国、及びハーグ制度の67番目の加盟国となった。

10. 中南米における動向

中南米諸国は、近年、急速に経済成長しており、6億人を超える人口を抱える巨大な消費市場かつ若い労働者が溢れる生産市場であることから我が国企業の進出が増加している。そのため、各国において我が国企業の知的財産が保護され、安定的に輸出・投資ができるビジネス環境の整備が求められている。

本節では、BRICsの一角であるブラジルを中心に中南米主要諸国と我が国との関係などについて紹介する。

(1) ブラジル

① 我が国との関係

日本国特許庁(JPO)とブラジル産業財産庁(INPI)とは、知的財産分野での両国の協力関係を強化する目的で、2010年4月に、産業財産分野における協力覚書を締結し、INPIなどから知的財産分野の研修生を受け入れるとともに、2012年より審査官協議を開始するなど、様々な協力を行ってきた。

そして、両庁の協力を更に拡大すべく、特許審査ハイウェイ(PPH)や審査官交流を含む実体審査における協力などを拡充した改定協力覚書を、2017年8月に締結している。JPOは、この協力の枠組みの下、知財専門家のINPIへの派遣(2017年12月、2018年9月、同年12月)、INPI特許審査官向けの技術研修のブラジルでの開催(2019年11月)などを通じて知的財産分野における協力を行ってきた。

2017年4月より開始している両国間のPPHの試行プログラムは、これまで申請対象の技術分野に制限が設けられていたが、2019年12月より全ての技術分野で申請が可能となっている。

これに加え、年1回の頻度で開催されている、我が国とブラジルの間の官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進、産業協力を目的とした日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会においても、知的財産分野の協議が行われている。

② 近年の知的財産政策の動向及びブラジル産業財産庁の取組

ブラジルでは、特許出願後、最初に審査結果を出すまでの期間(First Action期間)に約7年を要している状況であり、審査の順番待ちをしている特許出願(バックログ)は減少しつつあるものの、依然として問題となっている。INPIは、2018年1月に審査の処理件数について具体的な数値目標を定めた年間行動計画を発表し、2019年7月時点で約16万件存在したバックログを2021年までに20%まで減少させることを目標に、各国特許庁とのPPHの拡大や、他国審査結果の活用などの取組みを行っている。

また、商標の分野においては2019年7月にマドリット協定議定書に加盟した。

(2) その他の中南米主要諸国

①メキシコ

JPOとメキシコ産業財産庁とは、2011年7月からPPHの試行を開始し、2012年11月に本格実施に移行している。また、2012年2月に、知的財産制度・運用に関する情報交換、人材育成、情報技術の利用等に関する協力覚書に署名を行った。2018年6月、この協力覚書を改定し、PPHを含む実体審査における協力、両庁間の産業財産権情報データの交換、各庁の国内産業財産権制度に関する情報を英語で公衆へ発信するための協力を拡充している。

②アルゼンチン

JPOはアルゼンチン知財庁との間で、2015年から招へい研修を開始するなど、協力関係を深めてきた。2015年10月には、知財制度の理解促進、審査効率や処理能力の向上に関する経験の共有、及びセミナーの開催によるユーザーへの情報発信等によるユーザーとの交流促進を主とした協力覚書に署名しており、2017年4月よりPPHの試行を開始している。また、2016年より我が国とアルゼンチンとの間で、官民による情報交換及びビジネス環境の改善、両国の貿易・投資の促進を目的とした日亜貿易投資合同委員会を開催しており、その中で知的財産分野においても協議が行われている。

③コロンビア

我が国とコロンビアとは、2012年12月からEPA交渉を行っており、EPAが発効すれば、両国間の経済関係の一層の発展が期待される。JPOとの関係においては、2014年8月に協力覚書に署名しており、同年9月よりPPHの試行を開始している。

④チリ

JPOはチリ産業財産庁との間で、1996年から招へい研修を開始するなど、協力関係を深めてきた。2016年10月には、両国の知的財産制度の理解促進、人材育成分野における協力、産業財産権の重要性の普及啓発の促進を主とした協力覚書に署名しており、2017年8月よりPPHの試行を開始している。

⑤ペルー

JPOはペルー国家競争・知的財産保護庁との間で、1996年から招へい研修を開始するなど、協力関係を深めてきた。また、2017年11月よりPPHの試行を開始している。

11. 中東各国、アフリカにおける動向

我が国は原油の大部分を中東から輸入するなど中東地域との経済的な結び付きが強いことに加え、我が国企業の進出も進み、良好な関係の維持・強化の重要性は高い。

また、アフリカでは、2019年5月にアフリカ大陸自由貿易圏設立協定が発効し、約13億人の共通市場が誕生しつつあり、世界の注目を集めている。

このような状況の中、我が国企業等の活動が円滑に実施できるよう知的財産が中東・アフリカにおいて迅速・円滑に確保され適切に保護される環境整備が求められている。

本節では、我が国との関係に加え、中東、アフリカ各国・地域における近年の知的財産政策の動向及び各国特許庁の各種取組について紹介する。

(1) 我が国と中東との関係／中東各国の取組

JPOは、中東各国の知的財産環境の整備のため、中東各国が抱える課題に応じた協力として、我が国への招へい研修や中東各国への審査官派遣を行うことを通じて、中東各国の知的財産制度を担う人材の育成等を支援し、協力関係を深めてきた。

① 湾岸協力理事会(GCC¹)

2018年12月、JPOはGCC特許庁と、両庁間での人材育成に関する研修や国際条約への加盟について意見交換を行い、審査の迅速化に関する情報共有、知的財産制度を担う人材育成等に関する協力覚書(MOC)を締結した。

② イスラエル

2019年10月、イスラエルは、ハーグ協定のジュネーブ改正協定(1999年)の加盟書をWIPO事務局長に寄託し、同協定が2020年1月3日に発効した。

③ サウジアラビア

我が国とサウジアラビアは、戦略的パートナーシップの新たな羅針盤として2017年に「日・サウジ・ビジョン 2030」を策定し、知的財産を含め幅広い分野で多くの協力事業が進展してきた。

2019年10月、サウジアラビア関係閣僚の参加を得て開催された第4回日・サウジ・ビジョン2030閣僚会合において、幅広い分野での協力プロジェクトの進展や知的財産分野に関する協力を含む具体的なアクションが、「日・サウジ・ビジョン2030 2.0改訂版²」として取りまとめられた。

この機会を捉え、JPOは、サウジアラビア知的財産総局(Saudi Authority of Intellectual Property :SAIP)との間で長官級会談を実施し、知的財産分野に関する協力覚書に署名するとともに、特許審査ハイウェイに関する共同声明及び知的財産に関する交換電子データ利用ポリシーに署名し、両庁間の協力を今後更に強化していくことを確認した。特許審査ハイウェイ試行プログラムは2020年1月より開始している。



協力覚書署名式

(右から、松永長官、アブドゥラジス SAIP CEO)

1 正式名称は、「Cooperation Council for the Arab States of the Gulf」。「Gulf Cooperation Council (GCC)」という略称が用いられることが多い。湾岸諸国(サウジアラビア、アラブ首長国連邦(UAE)、バーレーン、オマーン、カタール、クウェート)において、1998年より広域特許庁としての湾岸協力理事会(GCC)特許庁が設けられ、加盟国全てで有効なGCC特許法を制定している。一方、商標についても、GCC商標法を制定しているが、同法はサウジアラビア、バーレーン、オマーン、クウェートにおいてのみ施行されている。

2 <https://www.meti.go.jp/press/2019/10/20191024005/20191024005.html>



④アラブ首長国連邦(UAE)

2019年10月、UAE経済省及びWIPOとの共催で、我が国とアラブ諸国との知的財産活用に関する対話を開催した(Column 22「途上国協力の拡大」を参照)。

同対話時には、長官級会談を実施し、知的財産分野の協力を進めていくことを確認した。

(2) 我が国とアフリカとの関係／アフリカ各国・機関の取組

特許庁は、主に英語圏の国々が加盟しているアフリカ広域知的財産機関(ARIPO)¹、主にフランス語圏の国々が加盟しているアフリカ知的財産機関(OAPI)²という二つの広域特許庁及びアフリカ各国との協力を進めており、各国の知的財産制度を担う人材を育成するため、我が国への招へい研修やWIPOジャパン・トラスト・ファンド(WIPOジャパンファンド)を通じた協力を行っている(第3部第2章3.途上国等に対する取組を参照)。

なお、OAPI、ケニア、南アフリカについては、2019年8月、長官級が参加した日・アフリカ特許庁政策対話において、知的財産の基盤整備について包括的な協力の強化を進めることを提案し、合意を得た(Column 22「途上国協力の拡大」を参照)。

①ARIPO及びOAPI加盟国全体

2019年11月、WIPO/ARIPO/OAPI (WAO)会議がジンバブエで開催された。参加国の多数の大臣や特許庁長官等と個別に会談を行い、知的財産分野の協力を進めていくことを確認した(第2章3.途上国等に対する取組を参照)。

②ARIPO

2019年10月、WIPO加盟国総会の機会を捉えて、ARIPO長官との会談を実施し、知的財産分野の協力を進めていくことを確認した。

また、2019年11月、リベリアで開催されたARIPO大臣評議会にJPOの特許技監が参加し、アフリカの自立的・持続的成長に必要な協力を継続することを言及した。



ARIPO 大臣評議会

(着席前列、左から、ARIPO ドス・サントス長官、リベリア ターベ商工大臣、リベリア知財庁 クーパー長官、マラウイ ムサカ法務大臣、リベリア フィンドリー外務大臣、ガーナ アクワッフォ法務大臣、ウガンダ オタフィレ法務大臣、シエラレオネ タラワリー事務総長、ジンバブエ法務省 マビザ秘書官、嶋野特許技監)

1 アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) : 加盟国 (19か国) は、ボツワナ、エスワティニ、ガンビア、ガーナ、ケニア、レソト、リベリア、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、ソマリア、スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ。

2 アフリカ知的財産機関 (OAPI) : 加盟国 (17か国) は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、コモロ、コンゴ、コートジボワール、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、チャド、トーゴ。

③OAPI

2019年10月、WIPO加盟国総会の機会を捉えて、OAPI長官との会談を実施し、知的財産分野の協力を進めていくことを確認した。

そして、2019年10月、WIPOジャパンファンドによる支援の一環として実施された他庁の特許審査結果の利用に関するワークショップに講師として審査官の派遣を行い、人材育成に貢献した。

また、2019年12月、チャドで開催されたOAPI執行評議会にて、松永長官からアフリカ経済の発展のためには知的財産環境整備が重要であること、嶋野特許技監からアフリカ経済の発展に必要なイノベーションとブランディングの重要性に言及し、そのために必要な協力を継続することを表明した。

④ケニア

2019年10月、WIPO加盟国総会の機会を捉えて、ケニア産業財産権機関(KIPI)の長官との会談を実施し、知的財産分野の協力を進めていくことを確認した。

⑤南アフリカ

南アフリカは、特許実体審査の開始に向けて、審査官の採用、研修、法令改正、審査基準作成等を進めている。

2019年10月、WIPO加盟国総会の機会を捉えて企業・知的所有権委員会(CIPC)の長官との会談を実施し、知的財産分野の協力を進めていくことを確認するとともに、2020年2月、WIPOジャパンファンドによる支援の一環として実施された他庁の特許審査結果の利用に関するワークショップに講師として審査官の派遣を行い、特許審査官候補の人材育成に貢献した。